

ひらつか

環境測定レポート

(令和7年度)

大気汚染

水質汚濁

騒音・振動

地盤沈下

土壌汚染

届出、立入検査

公害苦情



はじめに

平塚市の環境行政の推進において、関係各位に対し、多大なる御協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

この冊子は、令和7年度に本市が実施した環境測定の結果及び環境法令等に基づく業務の実施状況等をまとめたものです。

環境問題に対する知識と理解を深め、具体的な行動への足がかりの一助となるよう、幅広く御活用いただければ幸いです。

令和8年（2026年）8月

平塚市

平塚市の位置と地勢

平塚市は、東京から南西方向に約 60km、神奈川県のはぼ中央南部、東京から東海道本線を西下し約 1 時間のところに位置している。東方は相模川を隔て茅ヶ崎市・寒川町に、北方は厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は中井町・二宮町・金目川を挟んで大磯町に隣接している。

市域は、相模平野の南部に位置し、約 3.8 kmの海岸線から西北に広がる扇形をなしている。地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっていて、背後には丹沢大山山麓を控え、西方には富士箱根連山を遠望する四季温暖な気候に恵まれている。

- ・ 市域面積 67.88km²
- ・ 距 離 東西 約 12.45km 南北 約 10.20km
 周囲 54.15km



目 次

第 1 章	大気汚染	
1	大気汚染の監視体制	1
2	測定結果	3
3	光化学スモッグ及び微小粒子状物質（PM2.5）	11
4	環境基準	12
第 2 章	水質汚濁	
1	水質汚濁の監視体制	15
2	測定結果	16
3	環境基準	24
第 3 章	騒音・振動	
1	騒音・振動の監視体制	30
2	測定結果	30
3	環境基準	36
第 4 章	地盤沈下	
1	地盤沈下の監視体制	38
2	測定結果	38
第 5 章	土壌汚染	
1	土壌汚染対策の現状	40
第 6 章	届出、立入検査、その他	
1	公害関係法令の届出状況	42
2	立入検査状況	51
3	その他	52
第 7 章	公害苦情	
1	苦情の概要	53

【大気汚染】

大気自動測定機による

窒素酸化物濃度、微小粒子状物質濃度の測定結果	55
二酸化硫黄濃度、浮遊粒子状物質濃度の測定結果	56
一酸化炭素濃度、光化学オキシダント濃度、炭化水素濃度の測定結果	57
有害大気汚染物質等（ダイオキシン類を除く）の測定結果	58
ダイオキシン類（大気）の測定結果	59

【水質汚濁】

神奈川県公共用水域水質測定計画に基づく水質測定結果（河川）	60
神奈川県公共用水域水質測定計画に基づく水質測定結果（海域）	64
神奈川県地下水質測定計画に基づく水質測定結果	
定点調査	67
メッシュ調査	68
継続監視調査	68
神奈川県地下水質測定計画に基づく水質測定地点図	69
河川水質測定結果	
相模川流入排水路（天神森排水路、鹿見堂排水路、馬入排水路）	72
金目川本川（土屋橋歩道橋、吾妻橋、東雲橋、下花水橋）	73
金目川流入河川（座禅川寺分大橋、三笠川、河内川下河原橋）	76
鈴川本川（舟橋、平塚橋）	77
鈴川流入排水路（榎田排水路、金田排水路）	79
渋田川本川（土安橋）	80
渋田川流入河川（歌川、笠張川、新川新戸井口橋）	81
不動川（中沢橋）	81

【騒音・振動】

自動車騒音常時監視調査結果	82
自動車騒音・振動測定結果	84
新幹線鉄道騒音・振動測定結果	84

【地盤沈下】

精密水準測量による年度別変動量（前回比）	85
精密水準測量過去10回の調査結果	86

【公害苦情】

種類別用途地域別件数、種類別経年変化、用途地域別経年変化	87
種類別業種別件数	88
用途地域別業種別件数	89

【その他】

用語解説	90
環境問題の動き	94

第 1 章 大気汚染

1 大気汚染の監視体制

本市では、大気汚染防止法第 22 条第 1 項^{※1}の規定に基づき、大気自動測定機による大気汚染の常時監視測定を行っています。測定項目は、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び炭化水素です。また、汚染の動向を調べるため、気象も観測しています。さらに、有害大気汚染物質調査やダイオキシン類調査を実施しています。

令和 7 年度の大気監視測定地点を表 1－1 及び図 1－1 に示します。

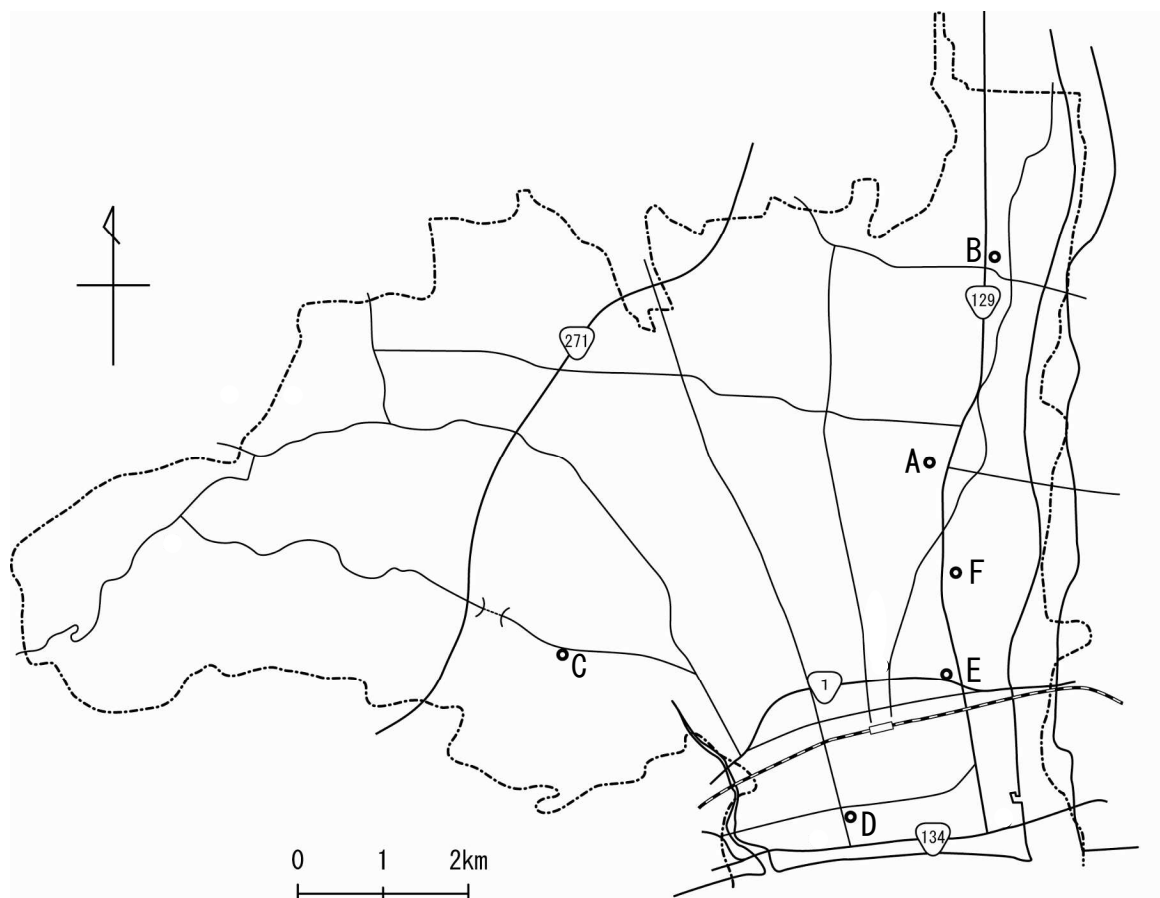
表 1－1 令和 7 年度 大気監視測定地点

図 記号	測定地点 (所在地)	測定内容									①大気自動測定機による常 時監視の測定局区分 ②有害大気汚染物質調査の 属性 (区分:全国標準監視地点) ③ダイオキシン類調査の地 域分類	
		大気自動測定機による常時監視								有 害 大 気 汚 染 物 質		ダ イ オ キ シ ン 類
		硫 黄 酸 化 物	窒 素 酸 化 物	一 酸 化 炭 素	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	浮 遊 粒 子 状 物 質	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素				
A	大野公民館 (東真土 2-12-1)	○	○		○	○	○	○			①一般環境大気測定局	
B	神田小学校 (田村 6-1-1)	○	○		○	○			○		①一般環境大気測定局 ②沿道	
C	旭小学校 (河内 1-4-1)	○	○		○	○	○	○	○		①一般環境大気測定局 ②一般環境	
D	花水小学校 (龍城ヶ丘 5-62)	○	○		○	○				○	①一般環境大気測定局 ③一般環境	
E	松原歩道橋 (天沼 2-5)		○	○		○					①自動車排出ガス測定局	
F	八幡小学校 (東八幡 3-8-1)								○		②固定発生源周辺	

※1 大気汚染防止法第 22 条第 1 項：都道府県知事^{※2}は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

※2 本市は大気汚染防止法の政令市のため、県が行う常時監視を市が行っている。

図 1 - 1 令和 7 年度 大気監視測定地点図



大気自動測定機による大気汚染の常時監視測定の様子(旭小学校測定局)

2 測定結果

(1) 大気自動測定機による常時監視

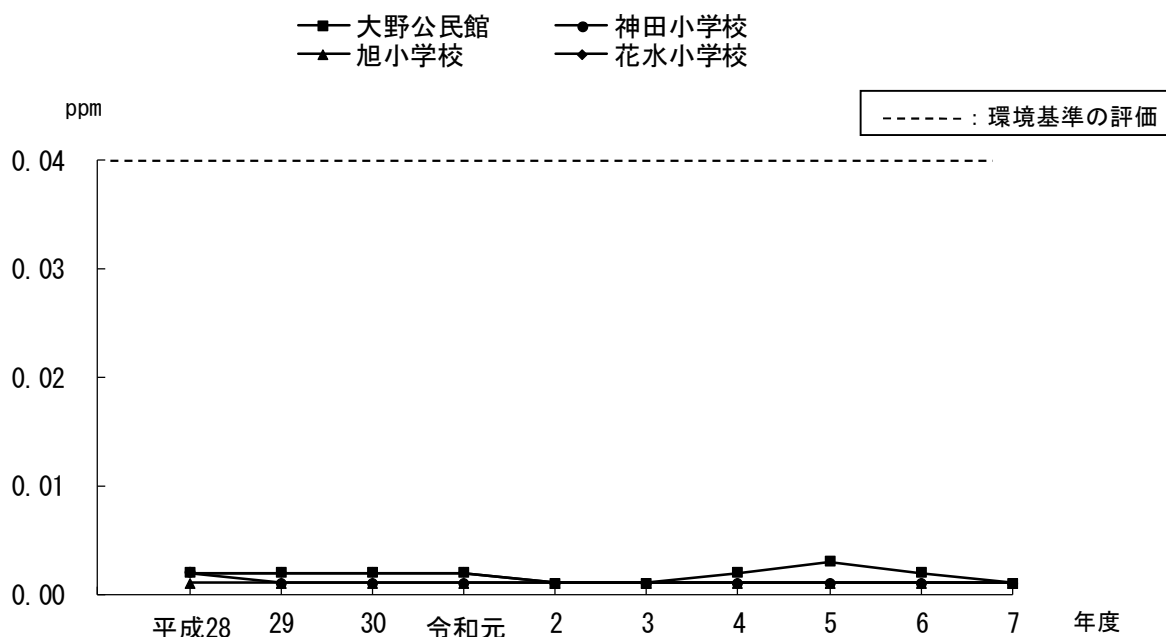
令和7年度の常時監視測定の結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質は、全測定局で環境基準を達成しています。光化学オキシダントは、全測定局で環境基準を達成していません。

ア 硫黄酸化物 (SO_x) [巻末資料 P56 参照]

大気中の硫黄酸化物は、主として重油などの燃料に含まれる硫黄分が、燃焼に伴い酸化されて生成するものです。環境基準は、二酸化硫黄について定められています。

二酸化硫黄の常時監視測定は、一般環境大気測定局4局で実施しています。令和7年度の測定結果は、4局とも日平均値の2%除外値が0.001 ppm、年平均値が0.000 ppmで、1時間値の最高値は0.003~0.004 ppmでした。全測定局において長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しています。経年変化は横ばいで推移しています。

図1-2 二酸化硫黄の経年変化（日平均値の2%除外値）



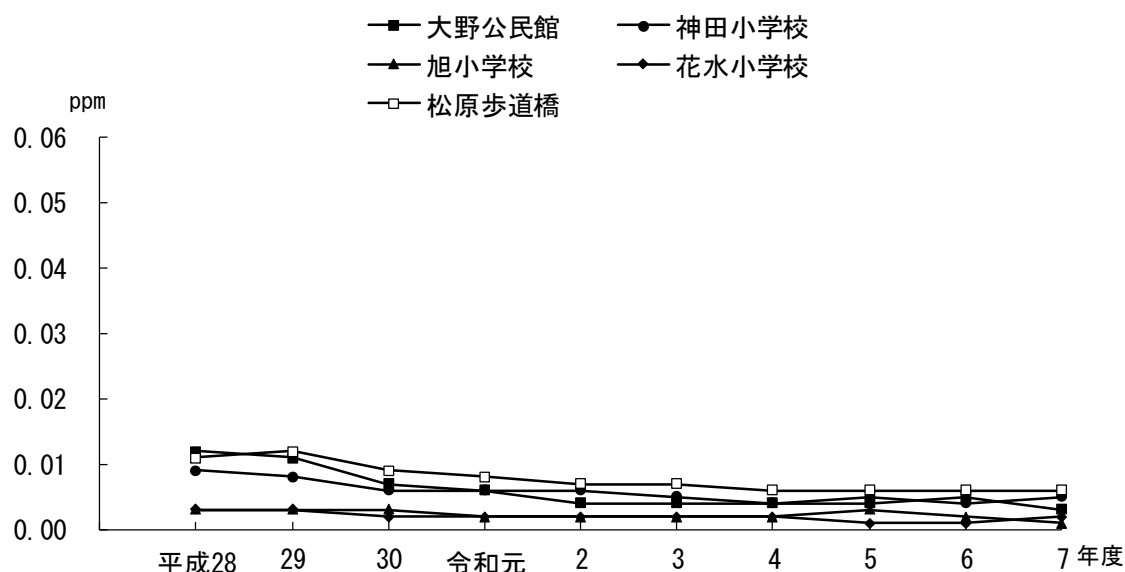
イ 窒素酸化物 (NO_x) [巻末資料 P55 参照]

窒素酸化物は、物の燃焼に伴い生成するもので、そのほとんどは一酸化窒素です。一酸化窒素が大気中で徐々に酸化されることによって二酸化窒素になります。二酸化窒素は、それ自体に毒性があり、光化学スモッグの原因物質にもなっています。

窒素酸化物の常時監視測定は、一般環境大気測定局4局と自動車排出ガス測定局1局で実施しています。経年変化は横ばいで推移しています。

(ア) 一酸化窒素 (NO)

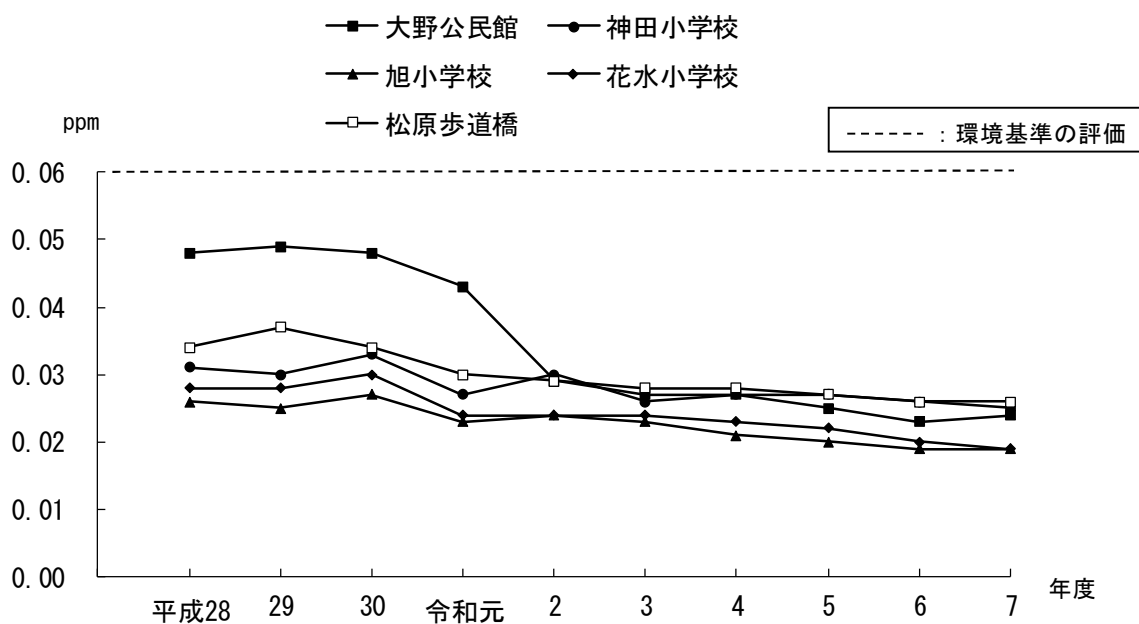
図 1 - 3 一酸化窒素の経年変化 (年平均値)



(イ) 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素の令和 7 年度の測定結果は、日平均値の年間 98% 値が 0.019～0.026 ppm、年平均値が 0.007～0.011 ppm でした。全測定局で環境基準を達成しています。経年変化は穏やかな低下傾向で推移しています。

図 1 - 4 二酸化窒素の経年変化 (日平均値の年間 98% 値)

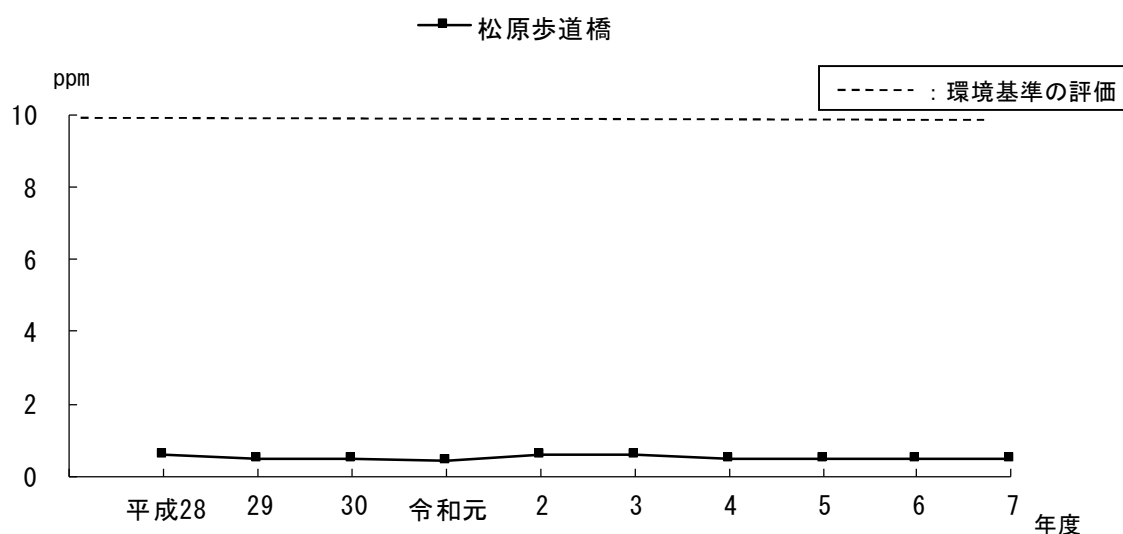


ウ 一酸化炭素（CO）〔巻末資料 P57 参照〕

一酸化炭素は、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成するもので、主に自動車排出ガスが発生源であるとみられています。

一酸化炭素の常時監視測定は、松原歩道橋測定局（自動車排出ガス測定局）で実施しています。令和 7 年度の測定結果は、日平均値の 2 % 除外値が 0.5 ppm、年平均値が 0.3 ppm、1 時間値の最高値が 1.2 ppm でした。長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しています。経年変化は横ばいで推移しています。

図 1－5 一酸化炭素の経年変化（日平均値の 2 % 除外値）



エ 光化学オキシダント（Ox）〔巻末資料 P57 参照〕

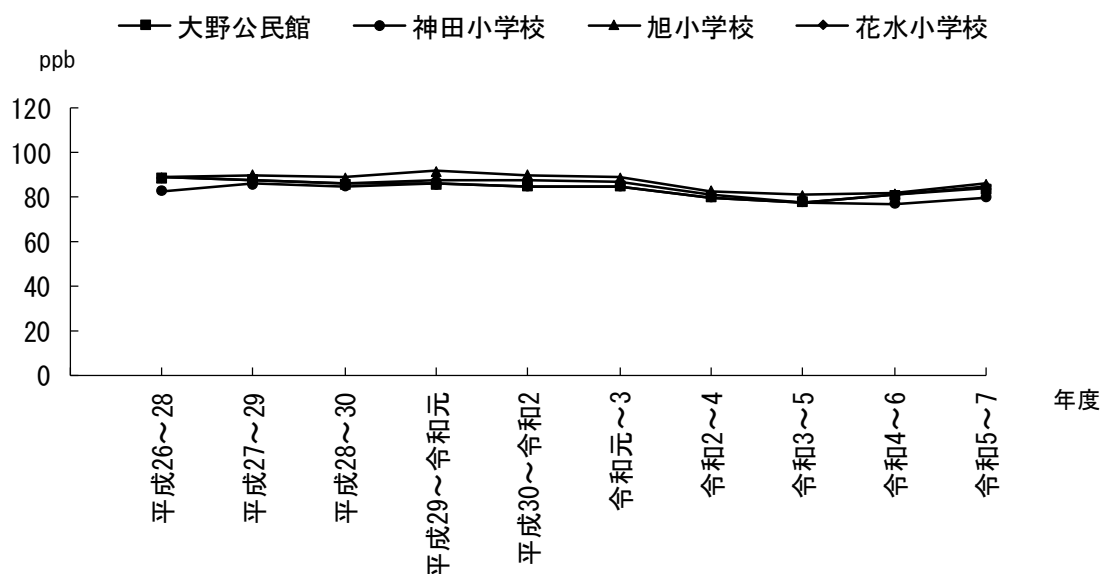
光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素などが強い紫外線により反応を起こし、二次的に生成する酸化性物質の総称であり、光化学スモッグの主成分になります。

光化学オキシダントの常時監視測定は、一般環境大気測定局 4 局で実施しており、全測定局において環境基準を達成していません。

なお、平成 26 年 9 月に環境省から示された「光化学オキシダント濃度の長期的な変化を評価するための新指標（日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年移動平均値）」による経年変化は横ばいで推移しています。

図 1－6 光化学オキシダントの新指標※による経年変化

※日最高8時間値の年間 99 パーセンタイル値の3年移動平均値

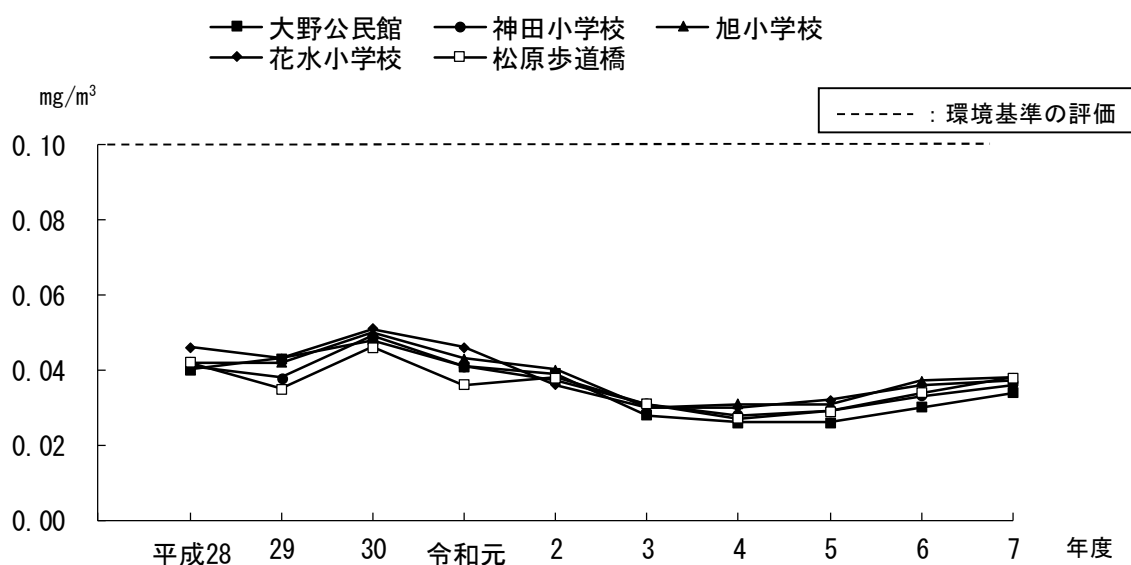


オ 浮遊粒子状物質（SPM）〔巻末資料 P56 参照〕

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粉じんのうち粒径が 10 μm （マイクロメートル）以下のものをいいます。呼吸によって肺の深部まで達するため、呼吸器系に影響があるといわれています。

浮遊粒子状物質の常時監視測定は、一般環境大気測定局 4 局と自動車排出ガス測定局 1 局で実施しています。令和 7 年度の測定結果は、日平均値の 2 % 除外値が 0.034～0.038 mg/m^3 、年平均値が 0.013～0.016 mg/m^3 、1 時間値の最高値が 0.107～0.169 mg/m^3 でした。全測定局において環境基準を達成しています。経年変化は横ばいで推移しています。

図 1－7 浮遊粒子状物質の経年変化（日平均値の 2 % 除外値）



カ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）〔巻末資料 P55 参照〕

微小粒子状物質は、大気中に浮遊している 2.5 μm 以下の小さな粒子のことです。非常に小さな粒子であるため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

微小粒子状物質の常時監視測定は、旭小学校測定局、大野公民館測定局（いずれも一般環境大気測定局）で実施しています。令和 7 年度の測定結果は、年平均値が 8.2～8.9 μg/m³、日平均値の年間 98 パーセンタイル値が 19.8～22.7 μg/m³ でした。長期基準に関する評価及び短期基準に関する評価を達成しており、環境基準を達成しています。経年変化は横ばいで推移しています。

図 1－8 微小粒子状物質の経年変化（年平均値）

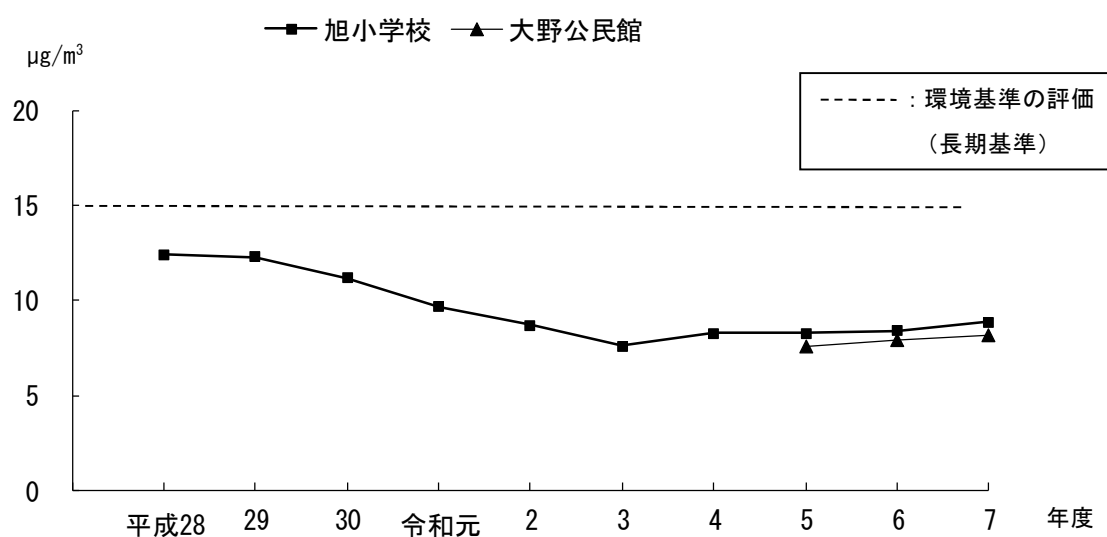
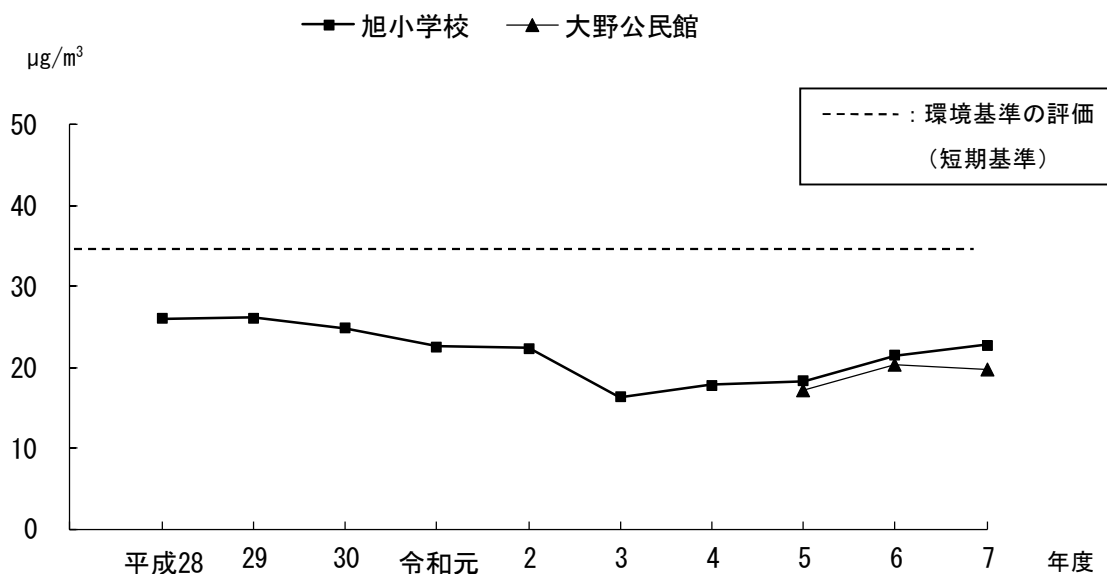


図 1－9 微小粒子状物質の経年変化（日平均値の年間 98 パーセンタイル値）



(2) 有害大気汚染物質（ダイオキシン類を除く）〔巻末資料 P58-59 参照〕

有害大気汚染物質の定義は、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙、特定粉じん及び水銀等を除く。）」です。〔大気汚染防止法第2条第16項〕

有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質のうち、大気汚染による人への健康リスクがある程度高いと考えられる物質を「優先取組物質」と言います。優先取組物質のうち環境基準が設定されている物質は、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質です。また、指針値が設定されている物質は、アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン並びにマンガン及びその化合物の11物質です。

環境基準が設定されている4物質の令和7年度の測定結果（1年平均値）は、全測定地点で環境基準を達成しています。また、指針値が設定されている物質の令和7年度の測定結果（1年平均値）は、全測定地点で指針値を下回りました。

図1-10 ベンゼンの経年変化（1年平均値）

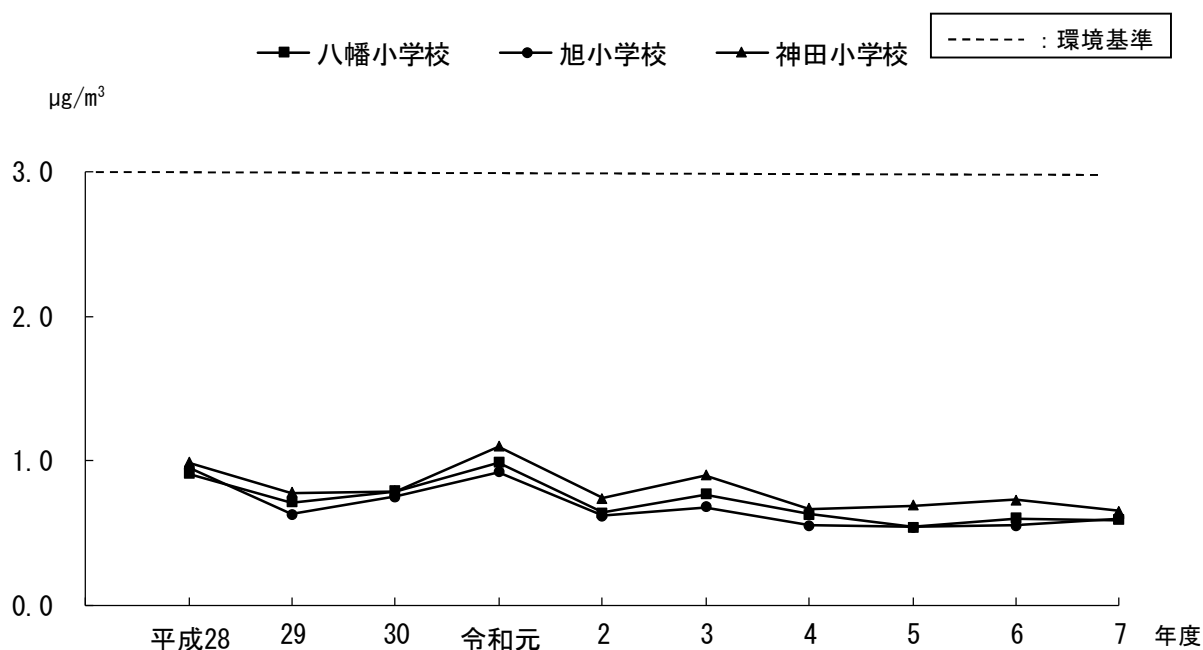


図 1-11 トリクロロエチレンの経年変化（1年平均値）

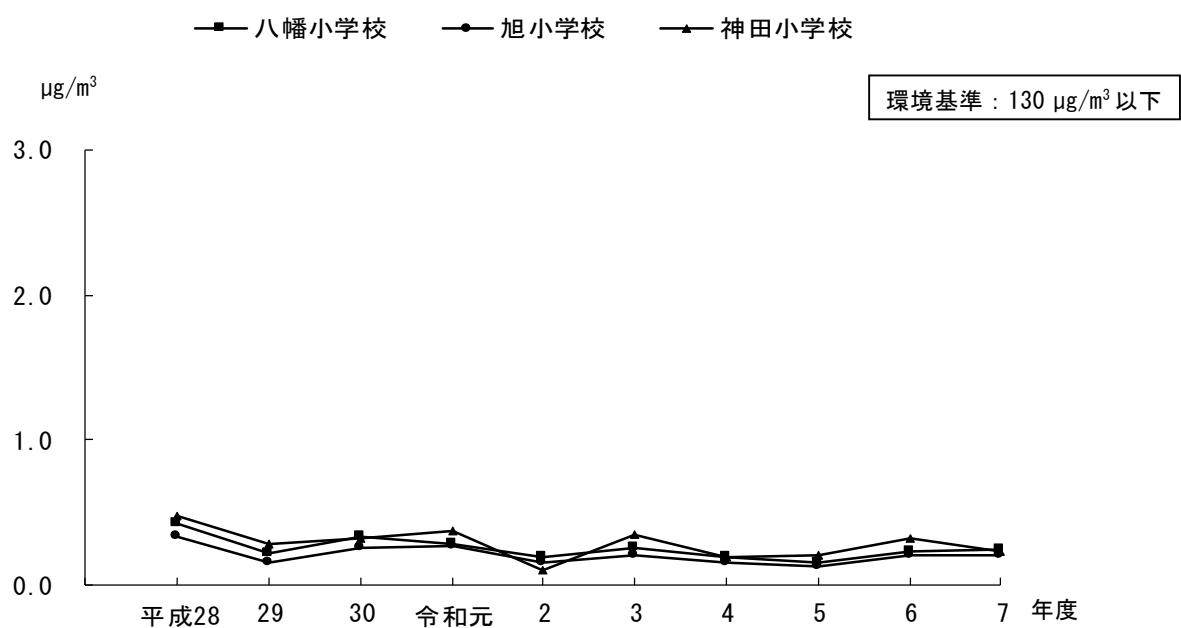


図 1-12 テトラクロロエチレンの経年変化（1年平均値）

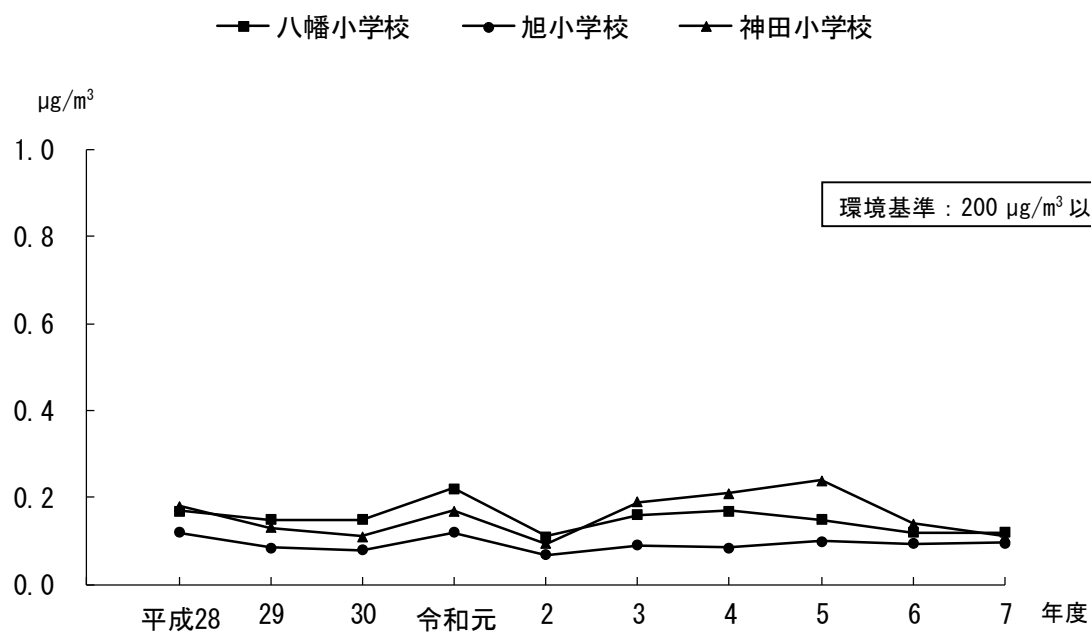
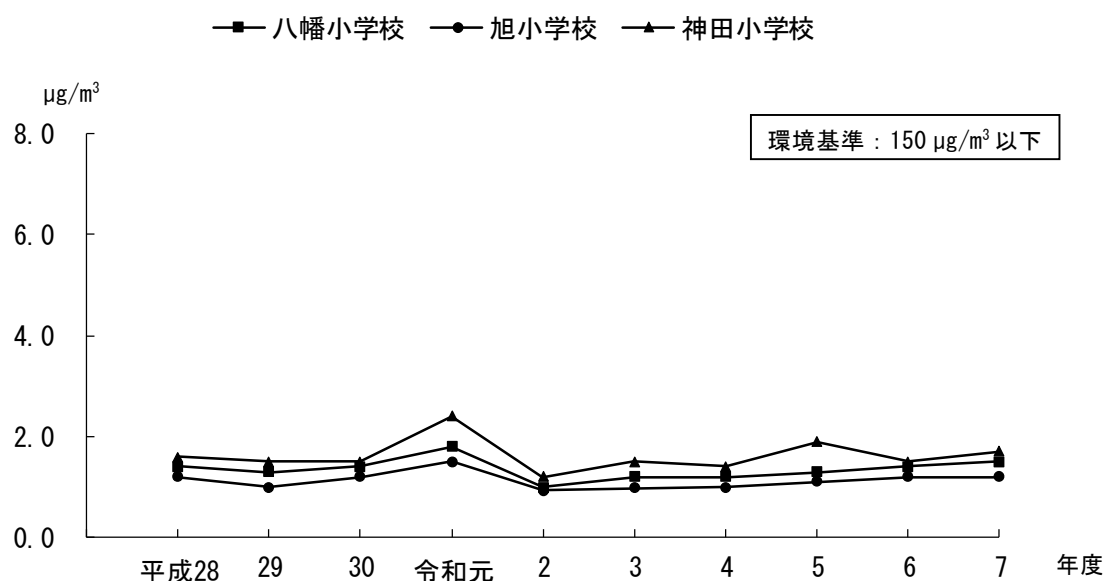


図 1-13 ジクロロメタンの経年変化（1 年平均値）



（３）ダイオキシン類〔巻末資料 P59 参照〕

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、主に廃棄物の焼却に伴って非意図的に生成される有害な有機塩素化合物の一種です。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリクロロジベンゾーパラジオキシン（PCDDs）及びポリクロロジベンゾフラン（PCDFs）にコプラナーポリクロロビフェニル（Co-PCBs）を含めてダイオキシン類と言います。

大気環境中のダイオキシン類濃度を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項^{※1}及び第 27 条第 1 項^{※2}の規定に基づき、神奈川県が平塚市博物館で 1 年おきに調査を行っています。また、本市では、神奈川県と協議して、令和 7 年度は花水小学校で調査を行いました。測定結果（年平均値）は、0.0077 pg-TEQ/m³で、環境基準を達成しています。

※1 ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項：都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質（水底の底質を含む。以下同じ。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。

※2 ダイオキシン類対策特別措置法第 27 条第 1 項：都道府県知事は、国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定をするものとする。

3 光化学スモッグ及び微小粒子状物質（PM2.5）

（１）光化学スモッグ注意報等

大気中の光化学オキシダントの濃度が高くなると、気象条件により白くモヤがかかった様な状態になります。この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。

神奈川県では県下を8つの地域に分け、光化学スモッグ注意報等を発令しています。湘南地域に注意報等が発令された場合、市は防災行政無線等を利用して周知を行っています。本市における令和7年度の注意報の発令回数は1回で、被害の届出はありませんでした。最近10年の注意報発令回数と被害届出者数は表1－2のとおりです。

光化学スモッグ対策として法律・条例等で炭化水素系物質や窒素酸化物の排出規制を行っています。しかし、光化学スモッグの発生はそれらの物質の濃度だけではなく、気象条件とも密接な関係があります。気温が高い、風が弱い、日差しが強いといった条件が重なると光化学スモッグ注意報等の発令の可能性が高くなるため、注意が必要です。

表1－2 光化学スモッグ注意報発令状況（湘南地域）

項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
注意報発令回数(回)	3	4	1	1	0	2	0	1	3	1
被害届出者数(人)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0

（２）微小粒子状物質（PM2.5）高濃度予報

神奈川県では毎日、微小粒子状物質（PM2.5）の高濃度の予想を行い、PM2.5の大気中濃度が高くなるおそれがあるときは、高濃度予報を行っています。高濃度予報が出た場合、市は防災行政無線等を利用して周知を行います。

高濃度予報は、「午前中の早めの時間帯の判断」と「午後からの活動に備えた判断」の2つの判定方法により提供されます。

「午前中の早めの時間帯の判断」は、県内の一般環境測定局における午前5時、6時及び7時の1時間値の平均値からその中央値^{※1}を求め、85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、「日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがある」と判断し、午前8時に、県内全域を対象に「PM2.5高濃度予報」が出されます。

※1 平均値を大きい順に並べ、中央の順位にある値

「午後からの活動に備えた判断」は、県内の一般環境測定局における午前5時から12時までの1時間値の平均値が80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した局がある場合に、「日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがある」と判断し、午後1時まで、県内全域を対象に「PM2.5高濃度予報」が出されます。

なお、令和7年度は、令和6年度に引き続き、県内で高濃度予報が出された回数は0回で、高濃度予報の制度が始まって以来、県内ではまだ一度も予報が出されていません。

4 環境基準

環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として定められています。

(1) 大気汚染に係る環境基準及び評価方法

常時監視測定項目の環境基準及び評価方法は、表 1－3 及び表 1－4 のとおりです。

表 1－3 大気汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直接的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1 年平均値が 15µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35µg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
備考	1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10µm 以下のものをいう。 2 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5µm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

表 1－4 環境基準の評価方法

項目	評価方法
二酸化硫黄	<長期的評価> 年間にわたる 1 日平均値につき、測定値の高い方から数えて 2 % の範囲内にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外した後の最高値（以下「2 % 除外値」という。）が 0.04ppm 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。 <短期的評価> 全ての 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	<長期的評価> 年間にわたる 1 日平均値につき、2 % 除外値が 10ppm 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。 <短期的評価> 全ての 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値（24 時～8 時、8 時～16 時、16 時～24 時までの時間帯の平均値）が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	<長期的評価> 年間にわたる 1 日平均値につき、2 % 除外値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 0.10mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しないこと。 <短期的評価> 全ての 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。
二酸化窒素	年間にわたる 1 日平均値につき、測定値の低い方から数えて 98 % に相当するもの（365 日分の測定値がある場合は 358 日目の測定値。以下「年間 98 % 値」という。）が 0.06ppm 以下であること。
光化学オキシダント	昼間（5 時～20 時）の 1 時間値が環境基準を超えないこと。
微小粒子状物質	長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行ったうえで、両方を満足した場合に、環境基準が達成されたと判断する。 <長期基準に関する評価> 測定結果の 1 年平均値が 15μg/m³ 以下であること。 <短期基準に関する評価> 測定結果の 1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値を日平均値の代表値として 35μg/m³ 以下であること。

（注）評価は、有効測定局の結果を用いて行う。（短期的評価、光化学オキシダントは除く。）
有効測定局とは、年間の測定時間が 6,000 時間以上（微小粒子状物質は年間 250 日以上）の有効測定日数。）の測定局をいう。有効測定日数は、1 時間値が 1 日 20 時間以上測定された日数である。

（2）有害大気汚染物質に係る環境基準及び指針値

有害大気汚染物質に係る環境基準が設定されているベンゼン等 4 物質の環境基準は、表 1－5 のとおりです。また、指針値が設定されているアクリロニトリル等 11 物質の指針値は、表 1－6 のとおりです。

表 1－5 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1 年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有すると認められる方法とする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
〔備考〕ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。		

表 1－6 有害大気汚染物質（アクリロニトリル等）に係る指針値

物質	指針値
アクリロニトリル	1 年平均値が2μg/m ³ 以下であること。
アセトアルデヒド	1 年平均値が120μg/m ³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1 年平均値が10μg/m ³ 以下であること。
塩化メチル	1 年平均値が94μg/m ³ 以下であること。
クロロホルム	1 年平均値が18μg/m ³ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1 年平均値が1.6μg/m ³ 以下であること。
水銀及びその化合物	1 年平均値が0.04μgHg/m ³ 以下であること。
ニッケル化合物	1 年平均値が0.025μgNi/m ³ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1 年平均値が6ngAs/m ³ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1 年平均値が2.5 μg/m ³ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1 年平均値が0.14 μg Mn/m ³ 以下であること。

（3）ダイオキシン類（大気）に係る環境基準

ダイオキシン類（大気）に係る環境基準は、表 1－7 のとおりです。

表 1－7 ダイオキシン類（大気）に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1 年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。
〔備考〕基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。		

（注）環境基準（表 1－3、表 1－5、表 1－7）は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2章 水質汚濁

1 水質汚濁の監視体制

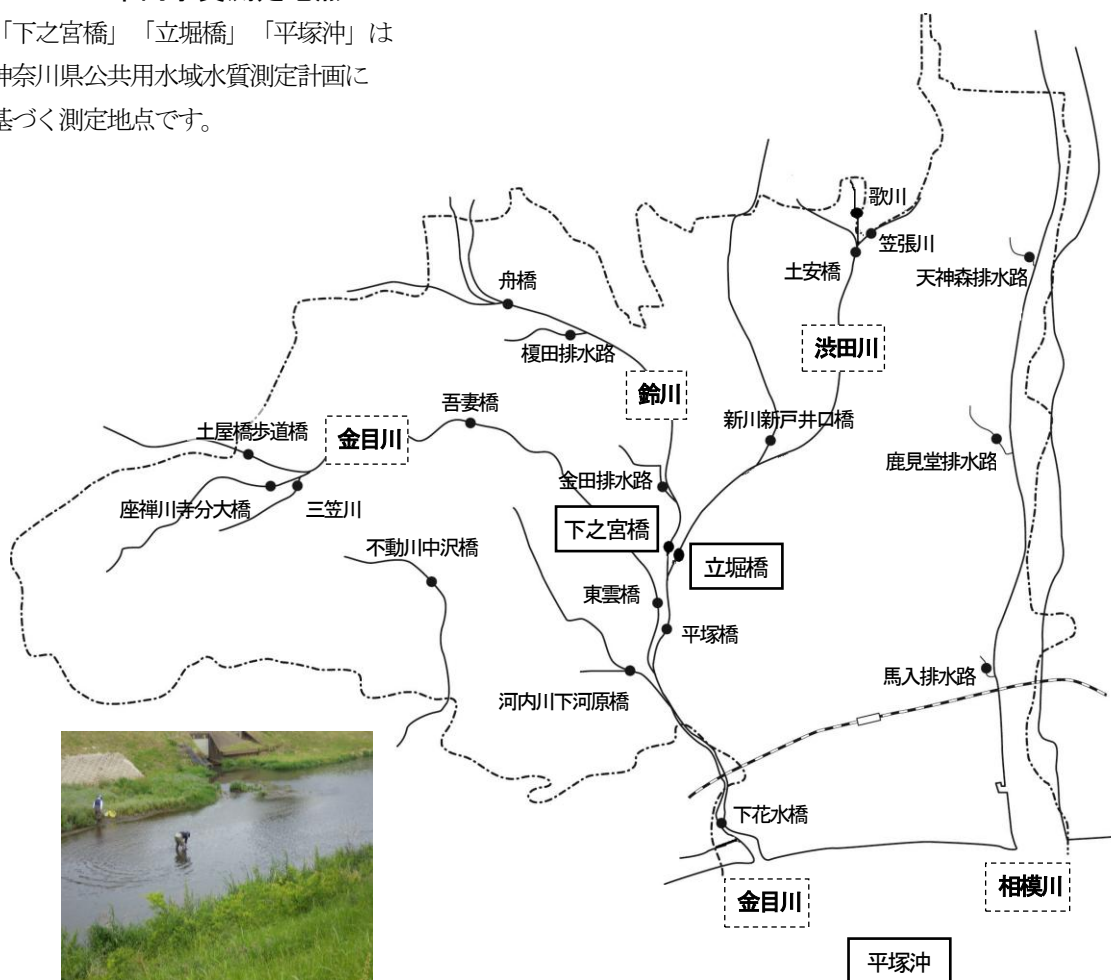
(1) 公共用水域及び地下水

公共用水域については、神奈川県公共用水域水質測定計画に基づき、測定地点である下之宮橋（鈴川）、立堀橋（渋田川）及び平塚沖（北緯 35° 18' 24"、東経 139° 21' 01" の地点）の計 3 地点で水質測定を毎月実施しています。また、市独自に定めた市内河川等 19 地点で水質測定を実施しています。（図 2－1）

地下水については、神奈川県地下水水質測定計画に基づき、定点調査、メッシュ調査及び継続監視調査を実施しています。定点調査は、長期的な観点から水質の経年変化を把握するための調査です。メッシュ調査は、市内の地下水汚染状況を把握するための調査で、市内全域を約 4 キロメートル四方のメッシュに区分し、全メッシュを 4 年かけて調査します。継続監視調査は、前年度までの調査で環境基準値を超過した項目がある地点を継続的に監視する調査です。環境基準値を超過した地点が発見された場合は、周辺地域の地下水を追跡調査し、原因の究明を行っています。

図 2－1 市内水質測定地点

※「下之宮橋」「立堀橋」「平塚沖」は
神奈川県公共用水域水質測定計画に
基づく測定地点です。



(2) 工場・事業場排水

工場・事業場から公共用水域へ排出される排水は、水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例により規制されています。

本市では、水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入調査や排水検査を随時実施しています。立入調査した結果に違反等がある場合は、必要な指導や助言を行っています。また、河川等で水質異常が発見された場合は、県の定める「公共用水域における汚水・廃液等による水質事故対策要綱」に基づき迅速に原因を究明し、汚染範囲の拡大防止と発生源である事業者等に対する指導を行っています。

2 測定結果

令和7年度の測定結果は次のとおりです。測定結果の詳細は巻末の参考資料に掲載しています。

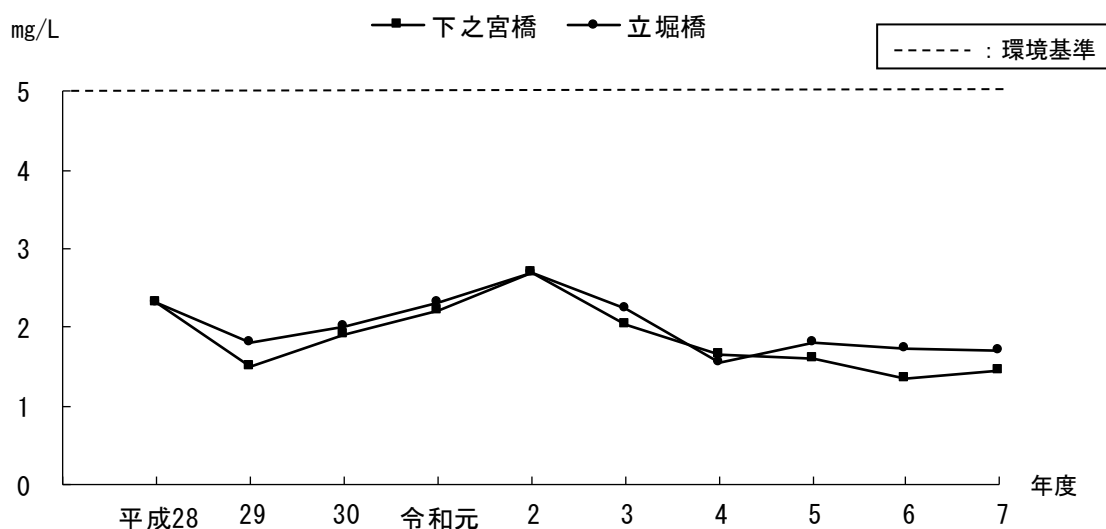
(1) 神奈川県水質測定計画に基づく水質測定

ア 河川〔巻末資料 P60-63 参照〕

令和7年度は、BOD（生物化学的酸素要求量）の75%水質値は2地点ともに環境基準を達成しています。他の項目についても環境基準を達成しています。

河川の水質汚濁の状況を示す一般的指標である BOD（生物化学的酸素要求量）の年平均値は、図2-2に示すとおりです。

図2-2 下之宮橋及び立堀橋における BOD 年平均値の推移



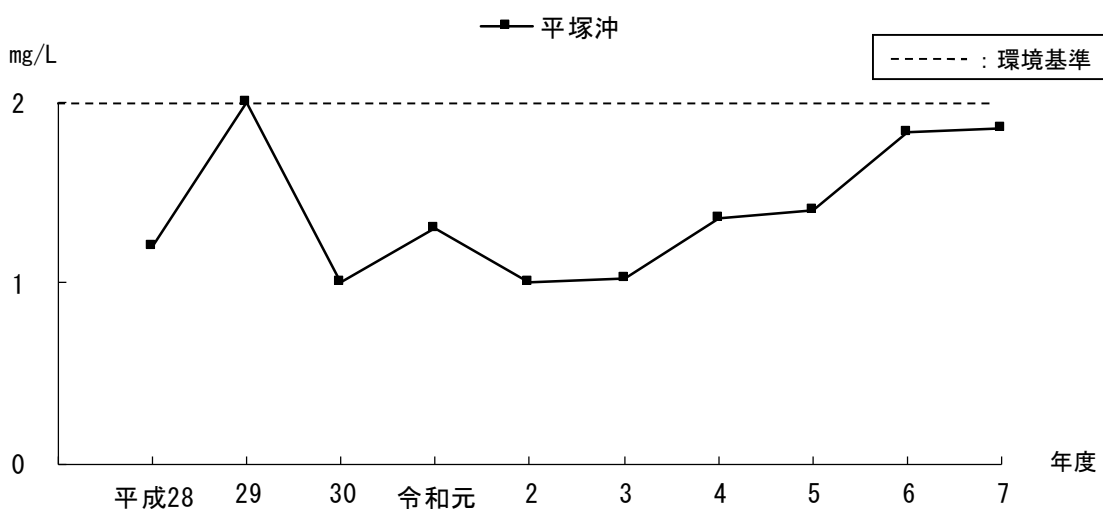
※ データは、日平均値（1日2回）の年平均値

イ 海域〔巻末資料 P64-66 参照〕

令和 7 年度は、COD（化学的酸素要求量）の 75%水質値は環境基準を達成していませんでした。その他の項目については環境基準を達成しています。

海域の水質汚濁の状況を示す一般的指標である COD（化学的酸素要求量）の年平均値は、図 2－3 に示すとおりです。

図 2－3 平塚沖における COD 年平均値の推移



※データは、日平均値（上層（水面下 0.5m）と下層（底上 1m）で 1 日 1 回ずつ）の年平均値

（注）水域類型が指定されている環境基準点において、「75%水質値」が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。

75%水質値とは、公共用水域における、通常の状態（低水量以上の状態）に相当する水質のレベルとして、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値をいう。

ウ 地下水〔巻末資料 P67-71 参照〕

令和 7 年度は、定点調査を 8 地点、メッシュ調査を 1 地点、継続監視調査を 3 地点、計 12 地点において調査を実施しました。測定結果は、テトラクロロエチレンが 1 地点、ほう素が 1 地点で環境基準を達成していませんでした。

(2) 市内河川自主水質測定

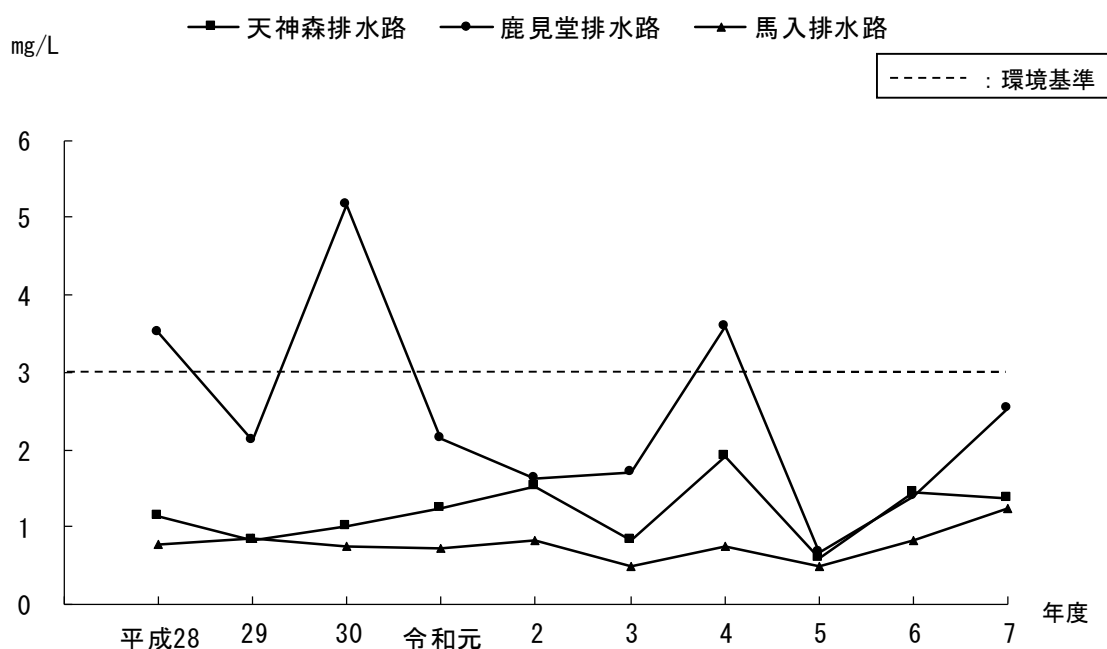
令和7年度は、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は全ての地点で適合していましたが、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）は一部の地点で適合していませんでした。

ア BOD の経年変化

(ア) 相模川流入排水路〔巻末資料 P72 参照〕

相模川流入排水路の令和7年度の年平均値は、図2-4に示すとおり、環境基準値を下回っています。

図2-4 相模川流入排水路

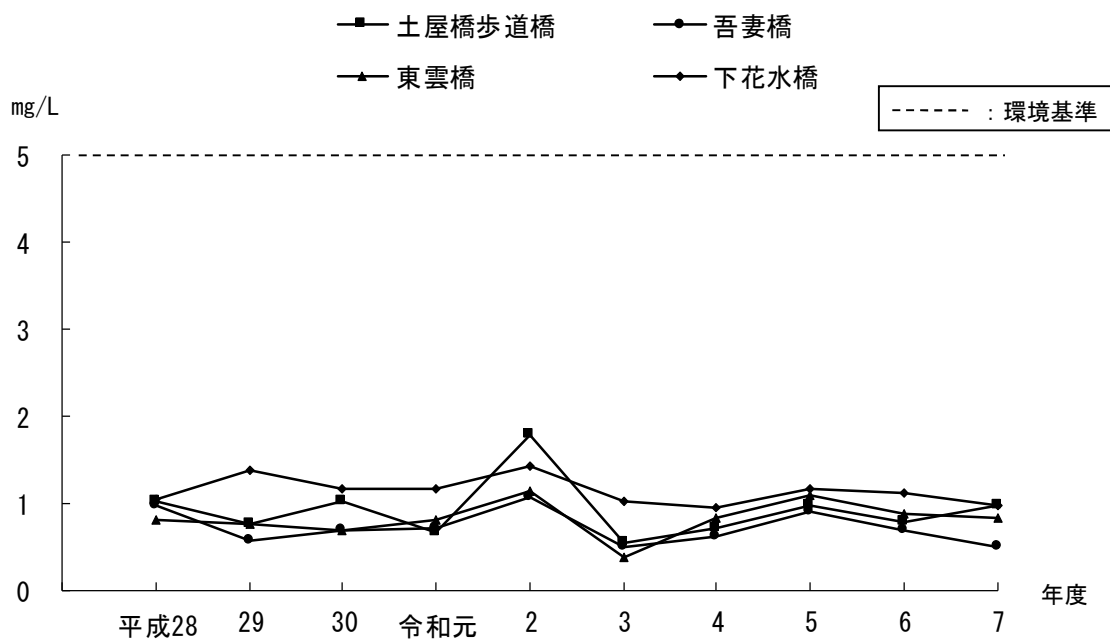


(注) 環境評価は、流入先の相模川の環境基準値と比較しています。

(イ) 金目川本川〔巻末資料 P73-75 参照〕

金目川本川の令和 7 年度の年平均値は、図 2-5 に示すとおり、環境基準値を下回っています。

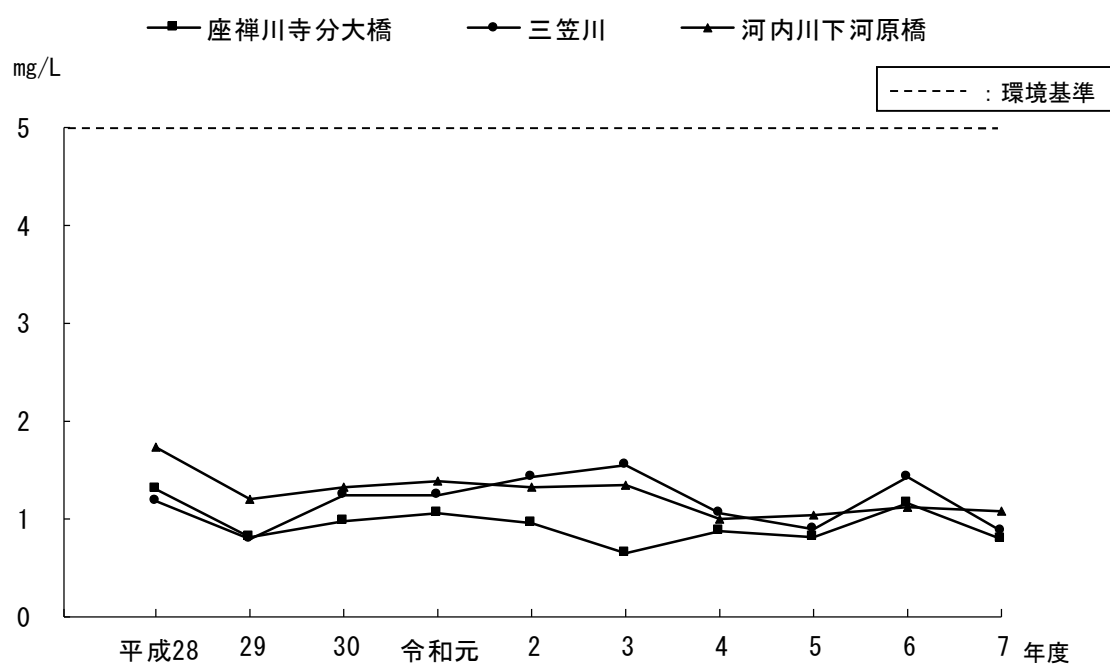
図 2-5 金目川本川



(ウ) 金目川流入河川〔巻末資料 P76 参照〕

金目川流入河川の令和 7 年度の年平均値は、図 2-6 に示すとおり、環境基準値を下回っています。

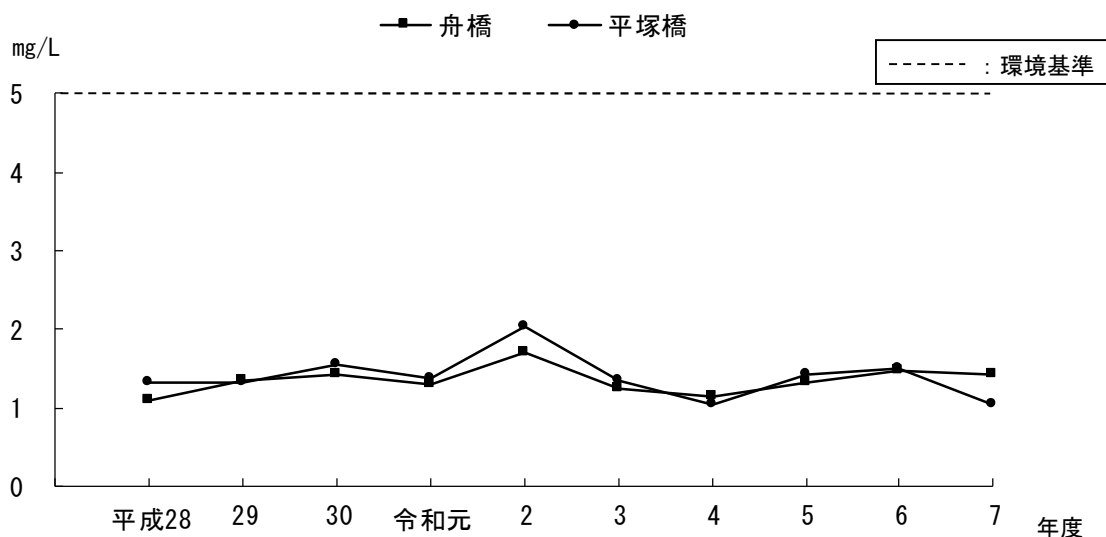
図 2-6 金目川流入河川



(エ) 鈴川本川〔巻末資料 P77-78 参照〕

鈴川本川の令和 7 年度の年平均値は、図 2-7 に示すとおり、環境基準値を下回っています。

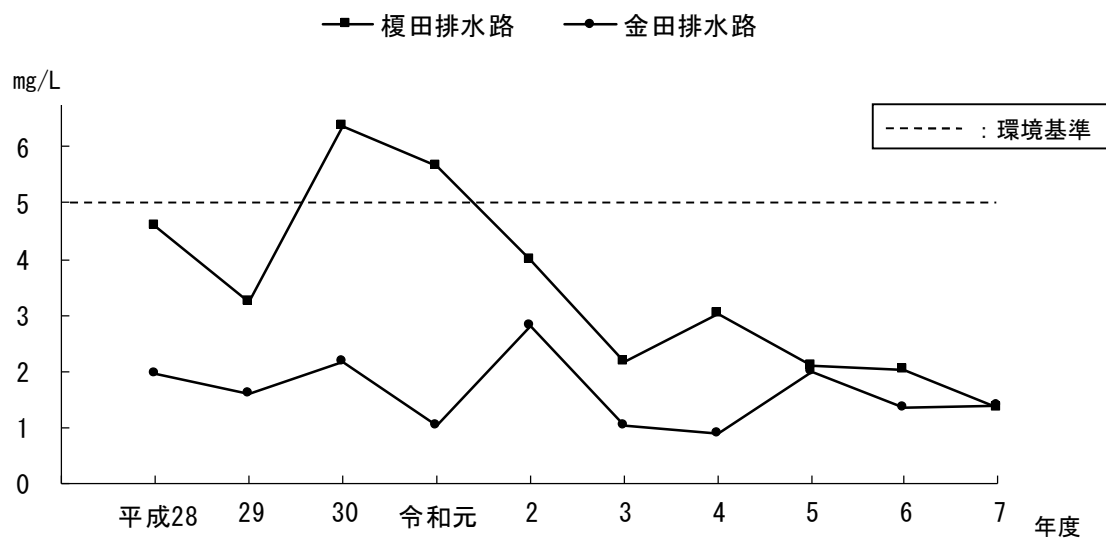
図 2-7 鈴川本川



(オ) 鈴川流入排水路〔巻末資料 P79 参照〕

鈴川流入排水路の令和 7 年度の年平均値は、図 2-8 に示すとおり、環境基準値を下回っています。

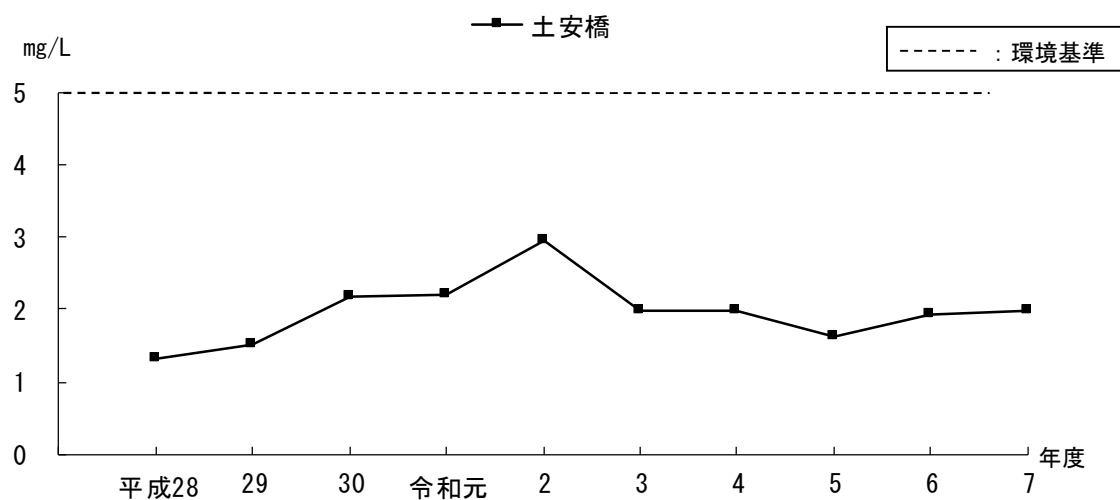
図 2-8 鈴川流入排水路



(カ) 渋田川本川〔巻末資料 P80 参照〕

渋田川本川の令和 7 年度の年平均値は、図 2-9 に示すとおり、環境基準値を下回っています。

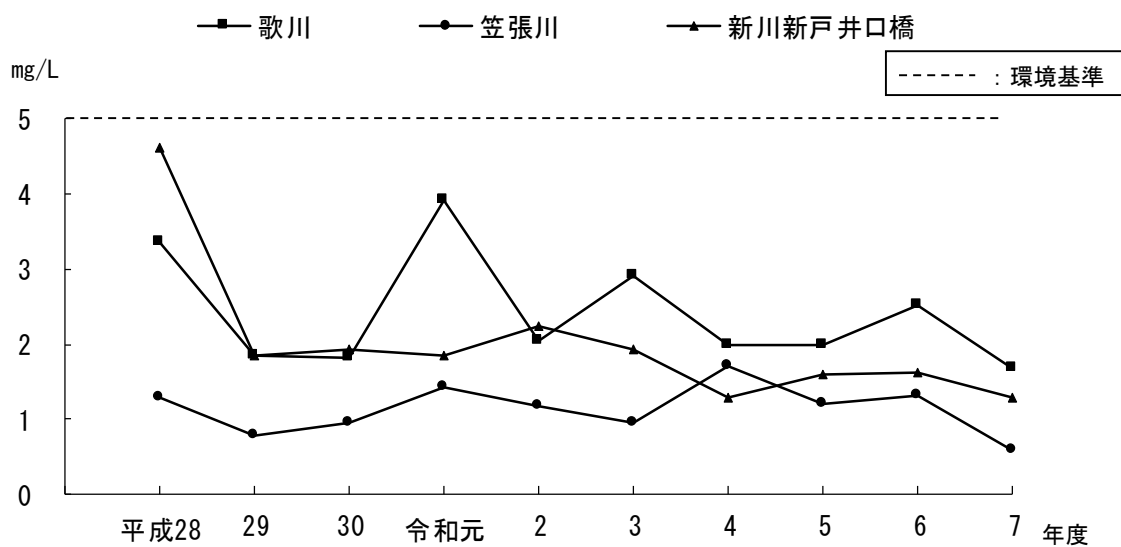
図 2-9 渋田川本川



(キ) 渋田川流入河川〔巻末資料 P81 参照〕

渋田川流入河川の令和 7 年度の年平均値は、図 2-10 に示すとおりで、環境基準値を下回っています。

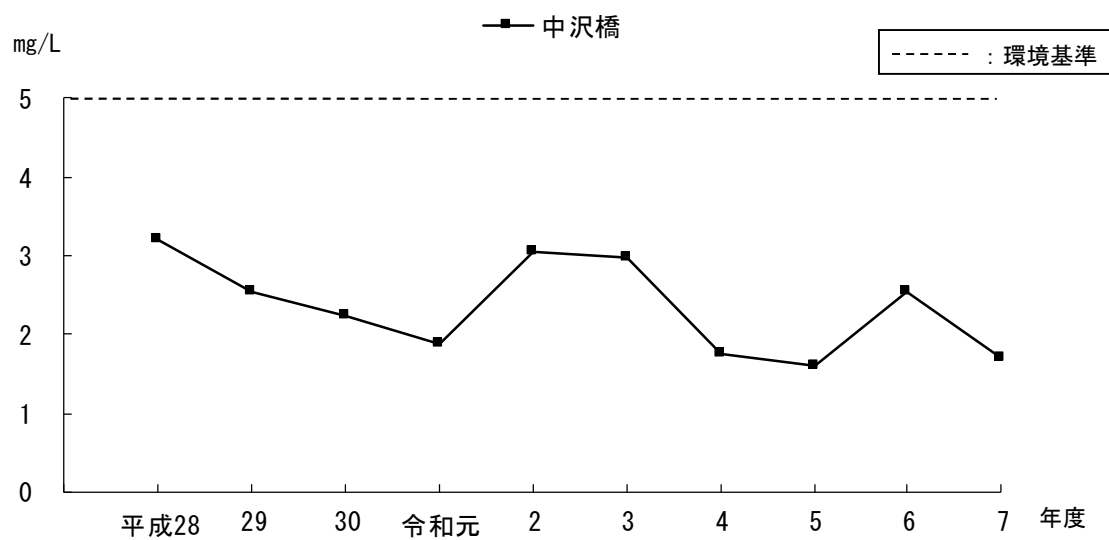
図 2-10 渋田川流入河川



(ク) 不動川〔巻末資料 P81 参照〕

不動川の令和 7 年度の年平均値は図 2-11 に示すとおり、環境基準値を下回っています。

図 2-11 不動川



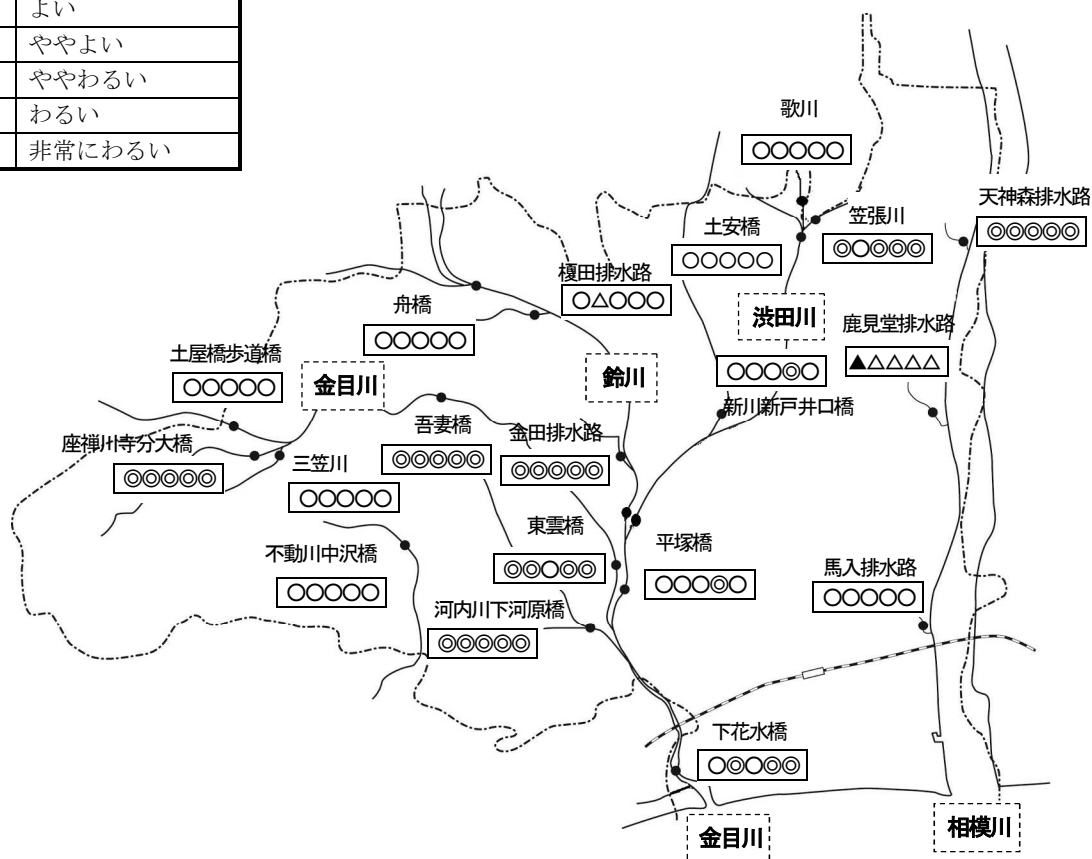
イ 総合水質評価

Table 式総合水質指標（資料：神奈川県公害センター※年報・昭和 58 年第 15 号）を用いて水質評価を行うと、図 2-12 のようになります。この評価法は DO（溶存酸素量）・BOD・磷酸態磷・アンモニア性窒素の各項目から算出した得点を合計し、総得点により評価する方法です。各項目の算出には、年平均値を使用しています。評価記号は、左から令和 3 年度、4 年度、5 年度、6 年度、7 年度の順で記載しています。

図 2-12 総合水質評価

凡 例

	水質状態
◎	よい
○	ややよい
△	ややわるい
▲	わるい
×	非常にわるい



※「神奈川県公害センター」は平成 3 年 4 月に組織改変によって廃止され、それに代わる組織として現在は平塚市四之宮一丁目に「神奈川県環境科学センター」が設立されています。

3 環境基準

(1) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づき「公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」として定められていて、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）から成り立っています。

表 2－1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く)に定める方法
砒素	0.01 mg/L 以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4又は5.2及び5.5に定める方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	付表7に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。表2.4において同じ。		
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。		
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。		

表 2-2 生活環境の保全に関する環境基準（河川一般項目）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	————
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	————
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	————
測定方法		JIS K0102-1 12 に 定める方法又はガ ラス電極を用いる 水質自動監視測定 装置によりこれと 同程度の計測結果 の得られる方法	JIS K0102-1 18 に定める 方法	付表 8 に掲げ る方法	JIS K0102-1 21.2、 21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は隔 膜電極若しくは光学 式センサを用いる水 質自動監視測定装置 によりこれと同程度 の計測結果の得られ る方法	JIS K0102-5 5.6.2 に定 める方法 (ただし 5.6.2.7 は 除く。)
備考						
1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 4 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 5 水道 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。 6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- ※市内における河川類型 A 類型：相模川（寒川取水堰より上流）、金目川（土屋橋の上流端より上流）
B 類型：相模川（寒川取水堰から下流）
C 類型：A 類型及び B 類型以外の河川

表 2－3 生活環境の保全に関する環境基準（河川水生生物）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測 定 方 法		JIS K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表9に掲げる方法	JIS K0102-4 6.2.5 に定める方法
備考 1 基準値は、年間平均値とする。				

※市内における河川は、生物B類型

表 2-4 生活環境の保全に関する環境基準（海域一般項目）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出 物質（油分等）
A	水産 1 級 自然環境保全及び B以下の欄に掲げる もの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産 2 級 工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5 mg/L 以上	——	検出されないこと。
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2 mg/L 以上	——	——
測 定 方 法		JIS K0102-1 12 に定 める方法又はガラス 電極を用いる水質自 動監視測定装置によ りこれと同程度の計 測結果の得られる方 法	JIS K0102-1 17.2 に 定める方法	JIS K0102-1 21.2、 21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又 隔膜電極を用いる水 質自動監視測定装置 によりこれと同程度 の計測結果の得られ る方法	JIS K0102-5 5.6.2 に定める方法（ただ し 5.6.2.7 は 除 く。）	JIS K0102-1 22.5 に 定める方法
備考 1 アルカリ性法とは次のものをいう。 試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1mL とアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1 滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様の処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する $\text{COD (O}_2 \text{ mg/L)} = 0.08 \times (b-a) \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値（mL） (b) : 蒸留水について行った空試験値（mL） $f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価 2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）に於いては、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。 3 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
- 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- ※測定地点「平塚沖」は、A 類型

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づき「地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準」として定められています。

表2-5 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格（以下「JIS」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	JIS K0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	JIS K0102-3 24.3.1、24.3.2、24.3.4、24.3.5及び24.3.6に定める方法
砒素	0.01 mg/L 以下	JIS K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあつてはJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつてはJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	JIS K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつてはJIS K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつてはJIS K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	JIS K0102-2 5.2及び5.3に定める方法、JIS K0102-2 5.2及び5.4に定める方法又はJIS K0102-2 5.2及び5.5に定める方法
ほう素	1 mg/L 以下	JIS K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	告示付表7の第1、第2又は第3に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

(3) 要監視項目

人の健康の保護に関する物質に相当しますが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質として「要監視項目」が設定されています。

表 2-6 要監視項目及び指針値
(公共用水域)

項 目	指 針 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシシン銅	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン	—————
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—————
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
※PFOS 及び PFOA	0.00005mg/L 以下

(地下水)

項 目	指 針 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシシン銅	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン	—————
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—————
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
※PFOS 及び PFOA	0.00005mg/L 以下

※PFOS 及び PFOA の指針値 ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸の合計値

(注) ・クロルニトロフェンは、安全性評価が終了するまで指針値は設定されないとされました。

・ニッケルは、毒性評価が不確定であるため、指針値が削除されました。

第3章 騒音・振動

1 騒音・振動の監視体制

本市では、騒音規制法第18条第1項^{※1}に基づき自動車騒音常時監視調査を行っています。また、自動車騒音・振動、新幹線鉄道騒音・振動について測定を実施しています。

自動車騒音常時監視調査は、沿道における騒音について環境基準の達成率を明らかにするため、市内の幹線交通を担う道路5路線7地点8区間の現況調査を実施し、評価を行いました。

自動車騒音・振動の自主測定は、市内の主要な道路5路線6地点で実施しました。

新幹線鉄道騒音・振動の自主測定は、沿線の住居地域6地点で実施しました。

※1 騒音規制法第18条第1項：都道府県知事（市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。）は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

2 測定結果

（1）自動車騒音常時監視〔巻末資料 P82-83 参照〕

自動車騒音常時監視調査は5年間で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしています。令和7年度は、市内の幹線交通を担う道路5路線7地点8区間において、騒音の現況を調査し、評価を行いました。この測定結果を基に、道路沿道の片側50mの地域に立地する住居ごとに騒音を推計して集計しています。

環境基準は、それぞれの住居が立地する都市計画用途地域と道路の種類、道路からの距離によって決まります。

調査結果は、表3-1のとおりです。環境基準の達成率は96.1～100%でした。

表3-1 自動車騒音常時監視結果 （注） 環境基準 昼間（6時～22時）70dB 夜間（22時～6時）65dB

番号 ※2	路線名	測定地点	測定値 (dB)		環境基準 達成率(%)※3	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	平塚秦野線	南金目 907	68	65	100.0	99.4
2	相模原大磯線	南金目 1259	71	67	99.8	99.1
3	相模原大磯線	広川 775	67	64	97.3	96.1
4	相模原大磯線	上吉沢 63	63	60	100.0	100.0
5	平塚松田線	土屋 991-3	65	58	100.0	100.0
6	平塚停車場袖ヶ浜線	夕陽ヶ丘 4	57	50	100.0	100.0
7	上粕屋南金目線	北金目 2-37-10	65	59	100.0	100.0

※2 番号は、巻末資料 P82-83 の図中番号から引用しています。

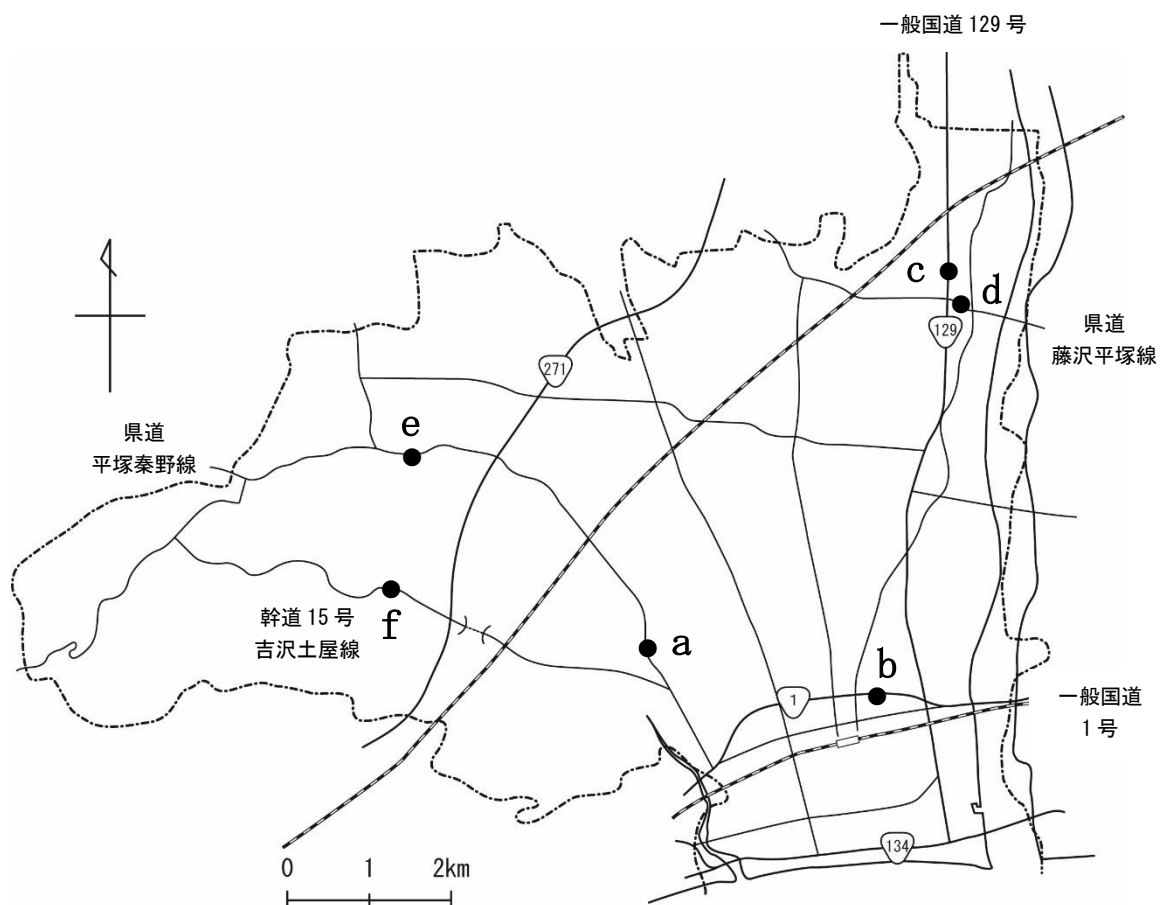
※3 自動車騒音の測定値をもとに、道路の端から50mの地域に立地する住居ごとに騒音レベルを推計し環境基準を下回った戸数が全住居戸数の何%になるかを表したものです。

(2) 自動車騒音・振動〔巻末資料 P84 参照〕

自動車騒音・振動の実態を把握するため、市内の主要な道路5路線6地点において騒音と振動の測定を実施しました。測定地点は図3-1のとおりです。

図3-1 自動車騒音・振動の測定地点

a	南原（県道平塚秦野線）	d	田村②（県道藤沢平塚線）
b	天沼（一般国道1号）	e	南金目（県道平塚秦野線）
c	田村①（一般国道129号）	f	上吉沢（幹道15号吉沢土屋線）



測定機器（左：騒音計 右：振動計）



測定風景

騒音は昼間、夜間とも全地点で要請限度値を下回りました。また、昼間、夜間ともに環境基準値以下となった地点は、一般国道1号（天沼）、幹道15号吉沢土屋線（上吉沢）の2地点でした。経年変化は昼間、夜間それぞれ図3-2、図3-3のとおりです。

図3-2 自動車騒音測定結果経年変化（昼間）

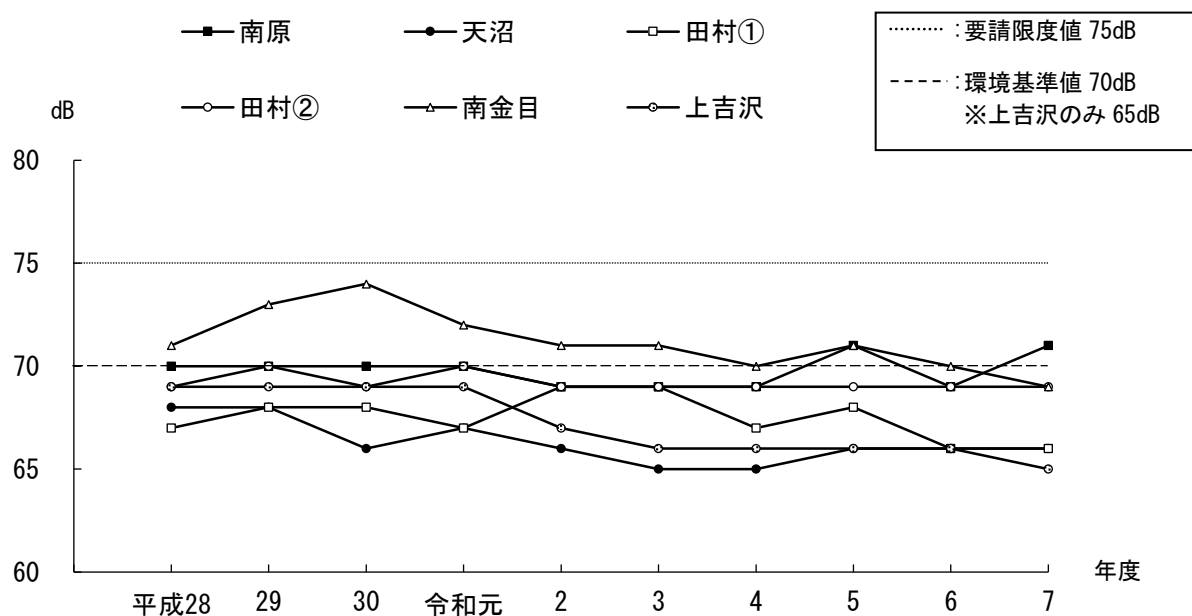
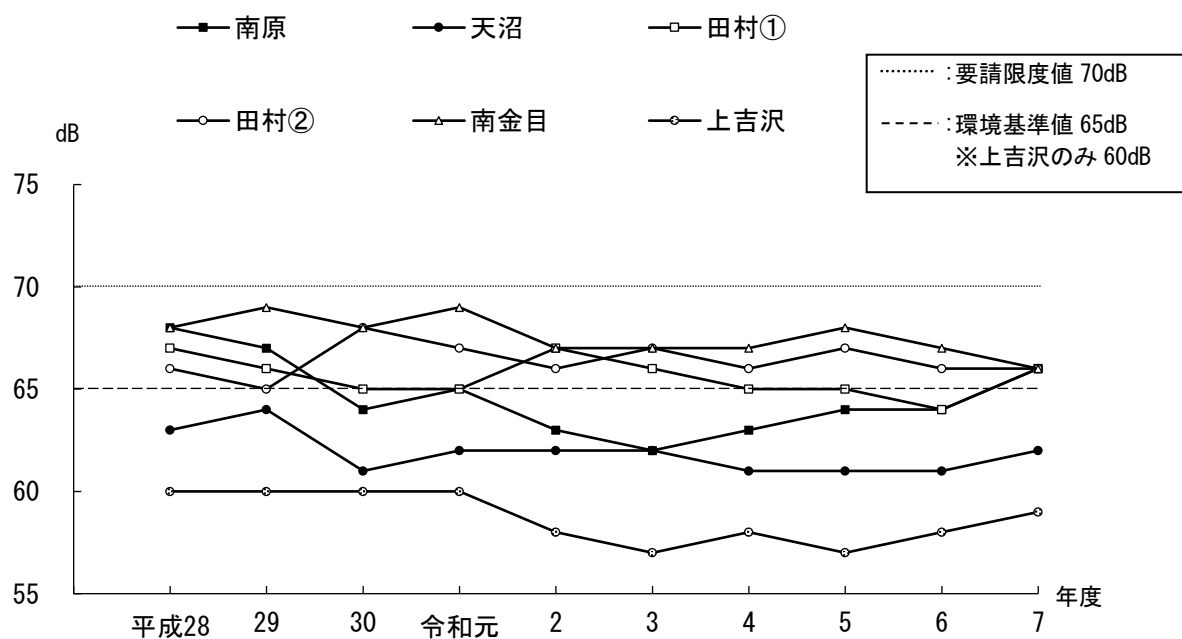


図3-3 自動車騒音測定結果経年変化（夜間）



振動は6地点全ての測定地点で昼間、夜間とも要請限度値を下回っていました。経年変化は昼間、夜間それぞれ図3-4、図3-5のとおりです。

図3-4 自動車振動測定結果経年変化（昼間）

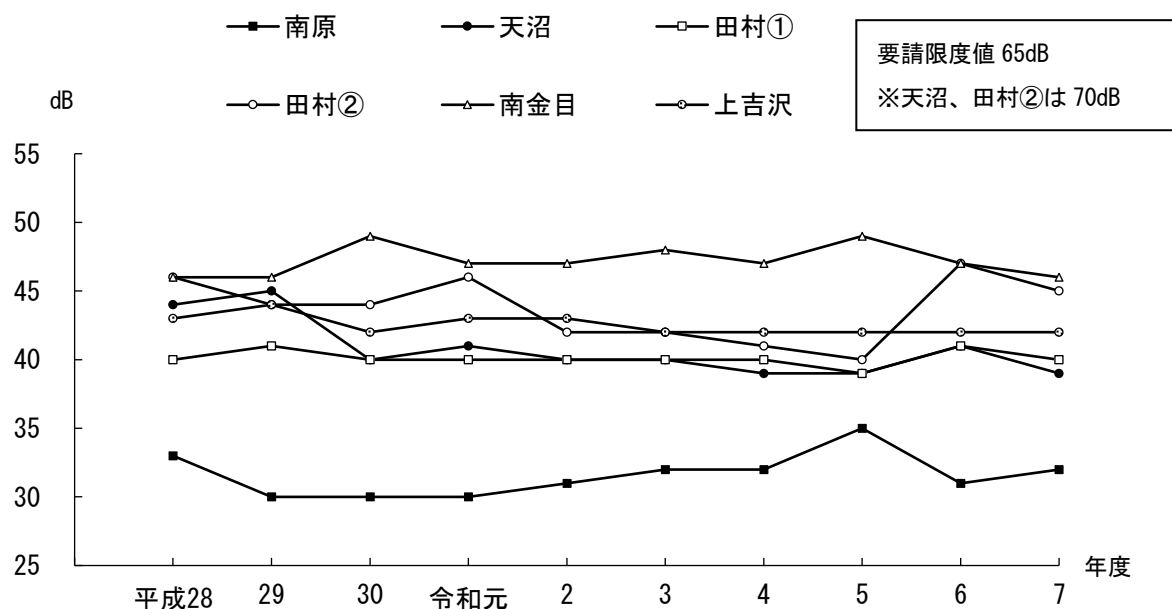
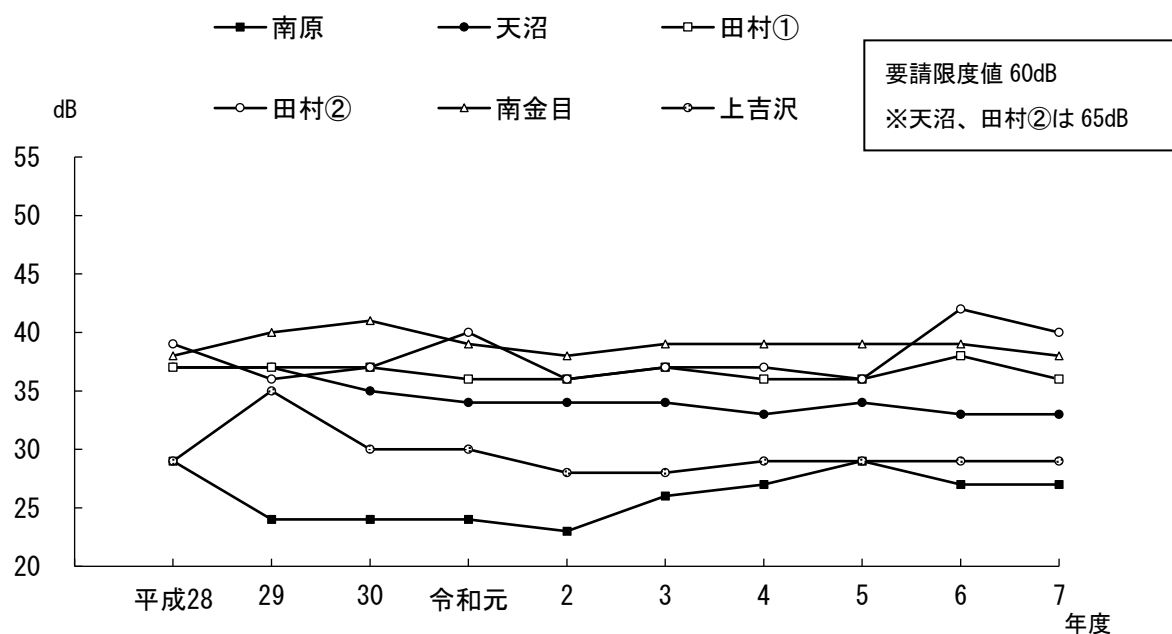


図3-5 自動車振動測定結果経年変化（夜間）



(3) 新幹線鉄道騒音・振動〔巻末資料 P84 参照〕

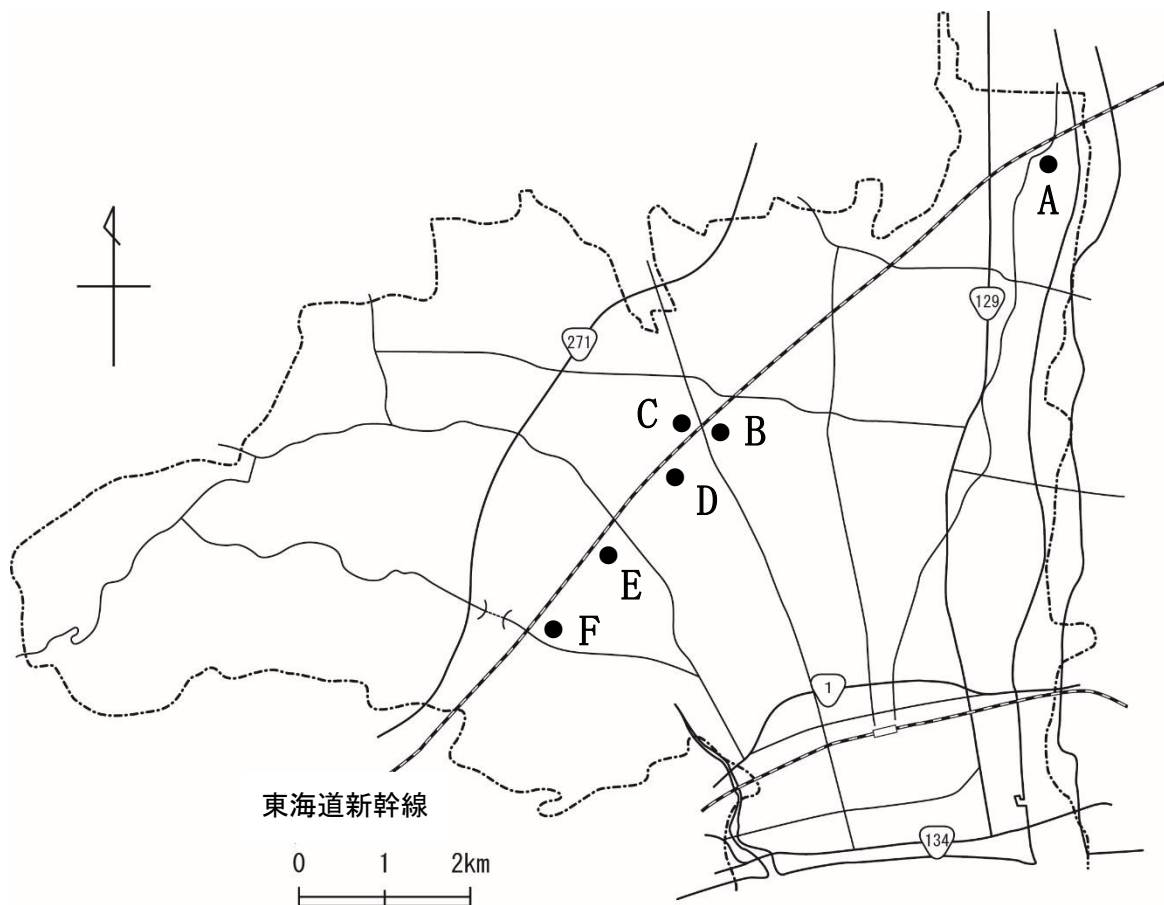
東海道新幹線の軌道は、本市北東部から南西部にかけて一直線に横切っており、軌道沿線については、防音壁の設置、住宅の防音・防振工事が行われています。

本市では近年の運行本数の増加や大幅なスピードアップなどによる新幹線騒音・振動の実態を把握するために、沿線の住居地域6地点（軌道中心から25m）において平成4年度から測定を実施しています。

測定地点は図3-6のとおりです。

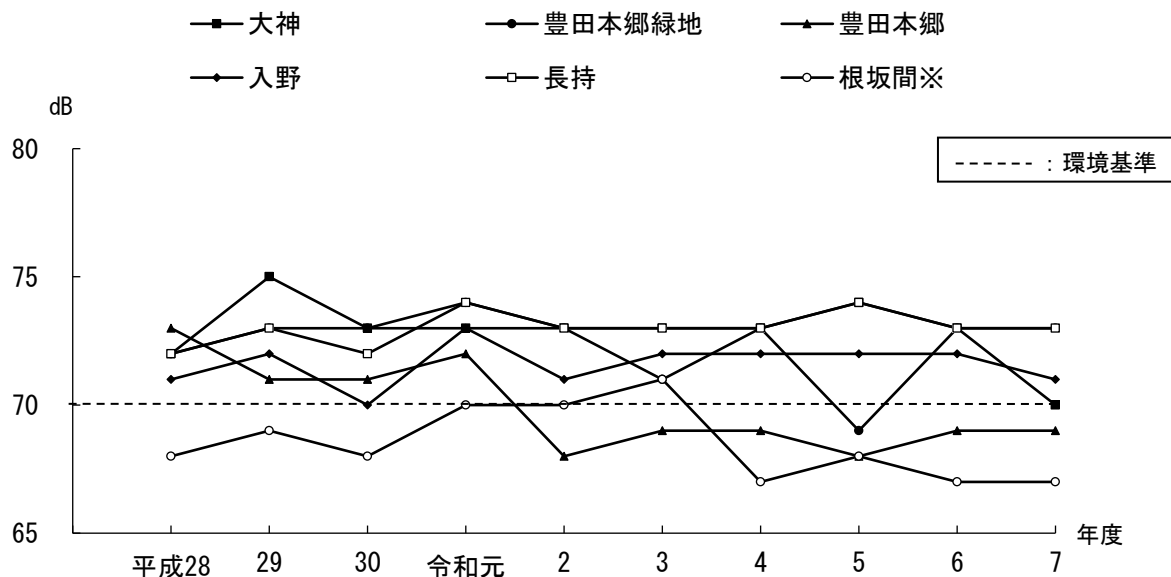
図3-6 新幹線鉄道騒音・振動の測定地点

A	大神	D	入野
B	豊田本郷緑地	E	長持
C	豊田本郷	F	根坂間



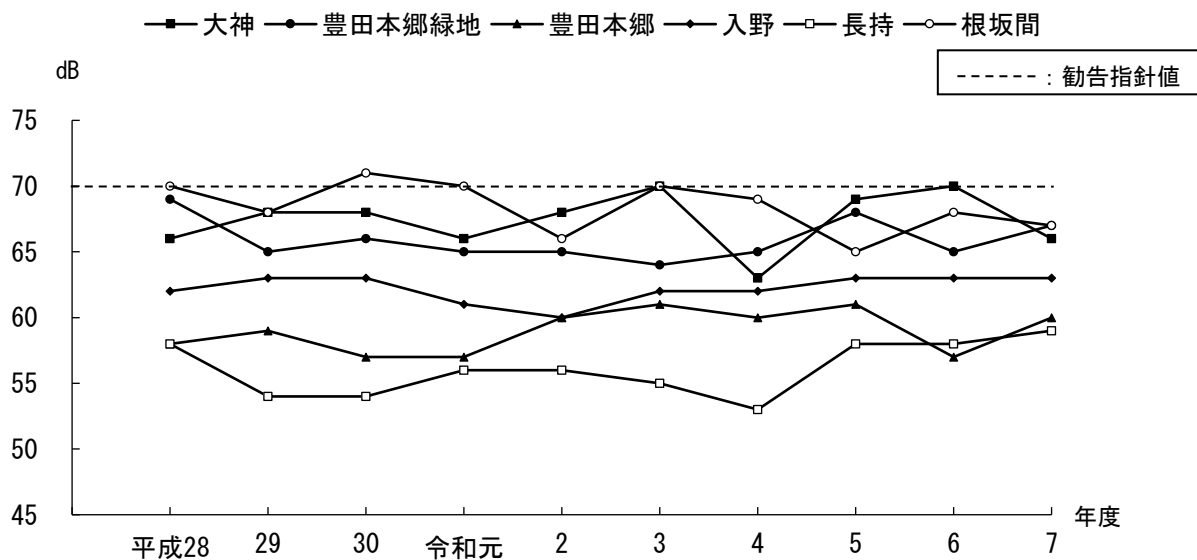
測定結果は、騒音は3地点で環境基準値以下でした。振動は6地点において勧告指針値以下でした。騒音の経年変化は図3-7、振動の経年変化は図3-8のとおりです。

図3-7 新幹線鉄道騒音測定結果経年変化



※平成30年度は、保線工事に伴う高架線路設備切り替え期間中における測定のため、参考値とします。

図3-8 新幹線鉄道振動測定結果経年変化



※平成30年度は、保線工事に伴う高架線路設備切り替え期間中における測定のため、参考値とします。

3 環境基準

(1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準については、等価騒音レベルによって評価することとされ、環境基本法に基づく新たな騒音に係る環境基準が平成 11 年 4 月 1 日に施行されました。地域の類型及び時間の区分により表 3-2、表 3-3 のとおりに定められています。

表 3-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	昼間	夜間	地域の類型の該当地域
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 午前 6 時	
A A	50dB 以下	40dB 以下	
A	55dB 以下	45dB 以下	第一種・第二種低層住居専用地域、 第一種・第二種中高層住居専用地域
B	55dB 以下	45dB 以下	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、 その他の地域
C	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 3-3 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	昼間	夜間	地域の類型の該当地域
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 午前 6 時	
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下	第一種・第二種低層住居専用地域、 第一種・第二種中高層住居専用地域
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下	第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、その他の地域
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域

(注) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

新幹線鉄道騒音の環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい基準として表3-4のとおりに定められています。

表3-4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	騒音	地域の類型の該当地域
	環境基準値	
I	70dB以下	第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
II	75dB以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

なお、新幹線鉄道振動について環境基準は定められていませんが「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月12日環大特第32号）による指針値が70dBと定められています。

(3) 自動車騒音及び道路交通振動要請限度値

自動車騒音及び道路交通振動について、要請限度値が定められています。

自動車騒音要請限度値は表3-5、道路交通振動要請限度値は表3-6のとおりです。

表3-5 自動車騒音要請限度値

	区域の区分	昼間	夜間
		午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB以下	55dB以下
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB以下	65dB以下
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB以下	70dB以下

(注) 1 a区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域

b区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

表3-6 道路交通振動要請限度値

	区域の区分	昼間	夜間
		午前8時～午後7時	午後7時～午前8時
第1種区域	第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域	65dB以下	60dB以下
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70dB以下	65dB以下

第4章 地盤沈下

1 地盤沈下の監視体制〔巻末資料 P85-86参照〕

本市における地盤沈下は、昭和37年頃から発生していたものと推測されます。その原因としては、昭和30年代の高度成長期の企業進出による工業用水（井水）の過剰採取等が考えられます。昭和46年に発表された国土地理院の1等水準測量結果により地盤沈下現象が急速に進んでいることが判明し、その後も毎年数センチメートルずつ沈下しました。このため、昭和48年に本市全域が神奈川県公害防止条例の地下水採取規制地域に指定され、地下水採取が抑制された結果、昭和50年に初めて停止した状態となりました。

地盤沈下の主因である地下水採取量は年々減少傾向にあり、令和7年では256.3万 m^3 /年と令和6年（265.6万 m^3 /年）とほぼ同水準でした。

本市では、地盤沈下現象を把握するため、昭和47年以来全市域（67.88 km^2 ）の精密水準測量調査を実施しています。本調査は、平成25年度から隔年実施になったため、令和7年度は、水準点20地点、観測井戸2箇所4地点及び電子基準点1地点の計25地点、測量延長17.8kmについて実施しました。

地下水位測定調査は、観測井戸4箇所で行いました。

その他、年2回地下水揚水による塩水化（塩化物イオン濃度が200mg/Lを超える）の調査を実施しています。

本市の内陸部において塩化物イオン濃度が高いのは、地下深所に閉じ込められた化石塩水が地下水のくみ上げによってしみ出してきたものであることが分かっています。

2 測定結果

令和7年度の精密水準測量調査では、有効水準点23地点のうち23地点が隆起、沈下及び不動の地点は0地点という結果でした。（観測の基準日 令和8年1月1日）。

なお、令和7年度の測量から国土地理院提供の標高補正ソフト（PatchJGD標高版）による標高補正值を使用する形に変更したため、標高改定に伴う補正量が各水準点の標高値に含まれており、実際の沈下量を示していない場合があります。

表4-1 令和7年度精密水準測量調査結果

有効水準点数	不動水準点数	隆起水準点数	沈下水準点数
23	0	23	0

単位： km^2

	1 cm未満	1 ～ 2 cm未満	2 ～ 3 cm未満	3 ～ 4 cm未満
隆起面積	0	0	0.278	0.856
沈下面積	57.538	0	0	0
	4 ～ 5 cm未満	5 ～ 6 cm未満	6 ～ 7 cm未満	合計
隆起面積	3.180	3.435	2.593	10.342
沈下面積	0	0	0	57.538

地下水位測定結果は、表４－２のとおりです。

表４－２ 観測井戸による観測結果 (令和７年１月から１２月における平均水位)

松 原	四 之 宮	金 田		大 原
平均水位 (T.P.m)	平均水位 (T.P.m)	平均水位 (T.P.m)		平均水位 (T.P.m)
		本 管	側 管	
0.74	1.57	7.26	7.52	1.58

(注) (T.P.m) 東京湾平均海面 (最後のmは単位のメートルを表す。)

塩水化調査の結果、令和７年７月調査では４地点、令和８年１月調査では３地点で塩水化が認められました。結果は表４－３、調査地点は図４－１のとおりです。

表４－３ 令和７年度地下水塩水化調査結果

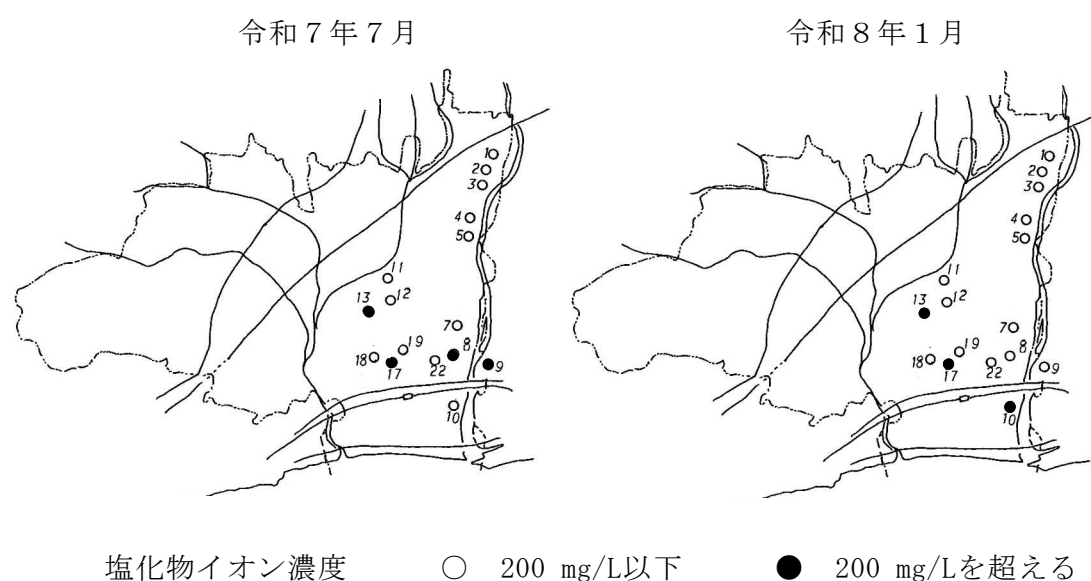
単位: mg/L

地点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
7 月	6	6	5	4	4	－	16	230	220	59	110
1 月	5	7	6	6	6	－	23	170	150	280	110

地点	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
7 月	100	540	－	－	－	560	58	51	－	－	180
1 月	110	560	－	－	－	540	55	57	－	－	180

(注) 地点No. 6 は平成21年度、地点No. 14は平成29年度、地点No. 15は平成11年度、地点No. 20は平成25年度、地点No. 21は平成28年度に測定井戸を廃止した。地点No. 16は井戸の故障のため、令和７年度は調査を中止した。

図４－１ 地下水塩水化調査地点図



第5章 土壤汚染

1 土壤汚染対策の現状

土壤汚染とは、人の活動に伴って排出された有害な物質が土に蓄積されている状態を言います。特徴は、水中や大気中と違い拡散しづらく、重金属類は土壤中に長期間留まることが多いという点です。また、土壤汚染は色や臭いなどでは判断できないので、汚染しているにもかかわらず放置してしまい、汚染を拡大させてしまうこともあります。

土壤は、いったん汚染されると自然分解や希釈の効果はあまり期待できないため、過去に一度でも汚染させてしまったことが問題になってきます。特に、昔は有害物質として規制されていなかった物質については、取り扱い方によっては汚染を引き起こしている可能性があります。

そこで、土壤汚染を規制するために、典型7公害に対する最後の法律として、土壤汚染対策法が平成14年に成立し、平成15年2月15日から施行されています。法制定後、平成22年4月1日に改正法が施行され、その後、土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月19日に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、第1段階が平成30年4月1日に、第2段階が平成31年4月1日に施行されました。

土壤汚染状況調査の対象となる土地は、使用が廃止された水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の土地（法第3条）、3,000m²以上（現に水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設のある土地は900m²以上）の土地の形質の変更の届出があった土地のうち、土壤汚染のおそれがあると市長が認めた土地（法第4条）、または土壤汚染により健康被害が生じるおそれがあると市長が認めた土地（法第5条）となっています。土壤汚染状況調査の結果、指定基準等を超える汚染が明らかとなった場合は、市長はその土地を要措置区域、形質変更時要届出区域のいずれかに指定し、公示します。区域指定を行う際の指定基準等は表5-1のとおりです。また、法に基づかない自主的な土壤調査の結果、土壤汚染が判明した場合は、土地所有者等が市長に区域の指定を申請できる制度もあります（法第14条）。

令和7年度の土壤汚染対策法の施行状況は、土壤汚染対策法第3条第1項に基づく調査結果報告が1件、ただし書の確認申請が13件、同条第7項に基づく形質の変更の届出が1件、同条第8項に基づく調査結果報告が2件、同法第4条第1項に基づく形質の変更の届出が11件、同条第2項に基づく調査結果報告が1件、同条第3項に基づく調査結果報告が0件、同法第14条に基づく指定の申請が0件となっており、調査結果の報告による同法第6条に基づく要措置区域の指定は2件、同法第11条に基づく形質変更時要届出区域の指定は2件となっています。

また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）においても、特定有害物質使用事業所を廃止しようとする時や土地の区画形質の変更を実施する時には土壤調査等の実施が義務づけられています。ダイオキシン類対策特別措置法の第2条に定める特定施設を設置していた事業所についても、特定有害物質使用事業所と同様に、ダイオキシン類について、事業所の廃止時や土地の区画形質の変更時の調査が義務づけられています。

令和7年度の特定有害物質使用事業所の廃止に伴う県条例第59条第3項に基づく届出は0件、ダイオキシン類管理対象事業所の廃止に伴う県条例第63条の2第2項に基づく届出は0件となっています。

表 5 - 1 指定基準等

分類	特定有害物質の種類	指定基準		地下水基準 (mg/L)
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	
第一種 特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀 0.0005 以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	15 以下	水銀 0.0005 以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
第三種 特定有害物質	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下
	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N に限る。）	検出されないこと	—	検出されないこと

第6章 届出、立入検査、その他

1 公害関係法令の届出状況

(1) 大気汚染防止法に基づく届出状況

本市では、大気汚染防止法に基づき、工場・事業場の届出に関する事務を行っています。令和7年度の届出件数は31件で、その内訳は、ばい煙発生施設に係る届出は24件、揮発性有機化合物排出施設に係る届出は1件、一般粉じん発生施設に係る届出は0件、特定粉じん排出等作業実施に係る届出は6件、水銀排出施設に係る届出は0件でした。また、令和7年度末現在の大気汚染防止法に係る工場・事業場数は、ばい煙発生施設が95事業所、揮発性有機化合物排出施設が4事業所、一般粉じん発生施設が5事業所、水銀排出施設が5事業所です。

ア ばい煙発生施設

表6-1 届出状況

単位：件

届出の種類 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設置届	9	5	4	3	4
使用届	0	0	0	0	0
構造等変更届	0	0	0	0	0
氏名等変更届	12	12	21	18	9
廃止届	10	4	2	7	10
承継届	2	0	2	1	1
合計	33	21	29	29	24
施設を所有する工場・事業場数	100	92	95	96	95

表6-2 設置状況（令和8年3月31日現在）

単位：件

番号 ※	ばい煙発生施設名	ばい煙発生施設 設置数	電気工作物・ガス 工作物設置数
1	ボイラー	180	0
5	金属溶解炉	7	0
6	金属加熱炉	3	0
10	反応炉	1	0
11	乾燥炉	7	0
12	電気炉	1	0
13	廃棄物焼却炉	9	0
29	ガスタービン	0	17
30	ディーゼル機関	11	70
31	ガス機関	0	11
合計		219	98

※番号とは大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる番号を指します。

イ 揮発性有機化合物排出施設

揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）は、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質のひとつとされています。このため、VOCの排出を抑制することを目的として、平成16年5月に大気汚染防止法が改正され、平成18年4月からVOCの排出規制を開始しました。

表 6－3 届出状況

単位：件

届出の種類 \ 年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
設置届	0	0	0	0	0
使用届	0	0	0	0	0
構造等変更届	0	0	0	1	0
氏名等変更届	1	2	2	0	0
廃止届	0	0	1	0	0
承継届	0	0	0	0	1
合計	1	2	3	1	1
施設を所有する工場・事業場数	5	5	4	4	4

表 6－4 設置状況（令和8年3月31日現在）

単位：件

番号 ※	VOC排出施設名	VOC排出施設 設置数
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造に供する乾燥施設	4
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	4
3	塗装に供する乾燥施設	0
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る乾燥施設	1
合計		9

※番号とは大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる番号を指します。

ウ 一般粉じん発生施設

表 6－5 届出状況

単位：件

年度 届出の種類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
設置届	0	1	0	0	0
使用届	0	0	0	0	0
構造等変更届	0	0	0	0	0
氏名等変更届	0	0	1	0	0
廃止届	0	0	0	0	0
承継届	0	0	0	0	0
合計	0	1	1	0	0
施設を所有する工場・事業場数	4	5	5	5	5

表 6－6 設置状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

単位：件

番号 ※	一般粉じん発生施設名	一般粉じん発生施設 設置数
2	堆積場	2
3	ベルトコンベア・バケットコンベア	4
4	破碎機・摩砕機	3
5	ふるい	1
合計		10

※番号とは大気汚染防止法施行令別表第 2 に掲げる番号を指します。

エ 特定粉じん排出等作業

特定粉じん排出等作業実施届出書が提出されたアスベスト除去工事については、飛散防止対策の状況を確認するため、養生完成時に立入検査を実施し、指導を行っています。また、必要に応じて周辺環境調査を実施しています。令和 7 年度は 6 件の作業実施届出に対して、延べ 6 回の立入検査を実施しました。

表 6－7 届出状況

単位：件

年度 届出の種類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
特定粉じん排出等作業実施届	7	7	12	12	6
立入検査	10	11	13	12	6

（注）現在、市内において特定粉じん発生施設を設置している事業所はありません。

オ 水銀排出施設

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保することを目的として、平成30年4月に大気汚染防止法が改正され、水銀排出施設に係る届出制度が創設されました。

表 6－8 届出状況

単位：件

届出の種類 \ 年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
設置届	0	0	0	0	0
使用届	0	0	0	0	0
構造等変更届	0	0	0	0	0
氏名等変更届	0	1	1	1	0
廃止届	0	0	0	0	0
承継届	0	0	0	0	0
合計	0	1	1	1	0
施設を所有する工場・事業場数	5	5	5	5	5

表 6－9 設置状況（令和8年3月31日現在）

単位：件

番号 ※	水銀排出施設名	水銀排出施設 設置数
8	廃棄物焼却炉	9
合計		9

※番号とは大気汚染防止法施行規則別表第3の3に掲げる番号を指します。

（２）水質汚濁防止法に基づく届出状況

本市では、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場の届出に関する事務を行っています。令和７年度の届出件数は120件でした。また、水質汚濁防止法に係る特定事業場数は、令和７年度末現在で280事業場です。

表６－１０ 届出状況

単位：件

届出の種類 \ 年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度
設置届	28	26	33	30	36
使用届	0	0	0	0	0
構造等変更届	24	12	17	19	17
氏名等変更届	24	41	51	49	30
使用廃止届	22	27	38	38	32
承継届	2	10	1	7	5
合計	100	116	140	143	120
特定事業場の総数	291	289	287	279	280

表６－１１ 特定施設の種類の設置事業場数（令和８年３月３１日現在）

単位：件

番号 ※１	特定施設の種類の	事業場数 ※２
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	9
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	6
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	1
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	1
10	飲料製造業の用に供する施設	2
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	3
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	8
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	3
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	5
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	1
30	発酵工業の用に供する施設	1
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	2
40	脂肪酸製造業の用に供する施設	1
41	香料製造業の用に供する施設	1

46	第28号から前号に掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	9
47	医薬品製造業の用に供する施設	1
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	1
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	4
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	2
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設	3
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	23
66	電気めっき施設	5
66の3	旅館業の用に供する施設	6
66の4	共同調理場に設置されるちゅう房施設（総床面積500m ² 未満の事業場を除く。）	1
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積360m ² 未満の事業場を除く。）	3
66の6	飲食店に設置されるちゅう房施設（総床面積420m ² 未満の事業場を除く。）	4
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	57
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	5
68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	4
70の2	自動車特定整備事業の用に供する洗車施設	1
71	自動式車両洗浄施設	70
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	22
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	4
72	し尿処理施設（処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。）	2
73	下水道終末処理施設	1
74	特定事業場から排出される水の処理施設	3
合計		280

※1 番号とは水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる番号を指します。

※2 事業場数は、一つの事業場で数種類の特定施設を設置している場合には、主要な特定施設の欄にのみ計上しています。

(3) 騒音規制法に基づく届出状況

特定工場等から発生する騒音は、騒音規制法により規制されています。令和7年度の届出件数は34件でした。市内の特定工場数は、令和7年度末現在で338工場です。

また、建設工事のうち著しい音を発生するとして政令に定める作業については、特定建設作業として規制されています。令和7年度の騒音規制法に係る特定建設作業実施届出件数は67件でした。

表6-12 届出状況

単位：件

届出の種類 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設置届	4	4	1	2	1
使用届	0	0	0	0	0
数変更届	0	1	3	3	0
防止の方法変更届	1	0	0	0	0
承継届	0	1	1	2	1
氏名等変更届	21	22	28	23	28
使用全廃届	5	2	5	6	4
小計	31	30	38	36	34
特定建設作業実施届	75	75	82	77	67
合計	106	105	120	113	101
特定工場等総数	347	349	345	341	338

表6-13 設置状況（令和8年3月31日現在）

単位：件

番号 ※1	特定施設の種類の	特定施設設置数※2	設置工場数※3
1	金属加工機械	299	70
2	空気圧縮機等	981	162
3	土石用又は鉱物用の破碎機等	21	5
5	建設用資材製造機械	10	6
6	穀物用製粉機	2	1
7	木材加工機械	71	25
9	印刷機械	105	32
10	合成樹脂用射出成形機	259	37
合計		1,748	338

※1 番号とは騒音規制法施行令別表第1に掲げる番号を指します。

※2 特定施設設置数は、施設の除却等の変更に伴う届出を要しない場合があります。実際の設置数とは異なることがあります。

※3 工場数は、一つの工場で数種類の特定施設を設置している場合には、主要な特定施設の欄にのみ計上しています。

(4) 振動規制法に基づく届出状況

特定工場等から発生する振動は、振動規制法により規制されています。令和7年度の届出件数は20件でした。市内の特定工場数は、令和7年度末現在で195工場です。

また、建設工事のうち著しい振動を発生するとして政令に定める作業については、特定建設作業として規制されています。令和7年度の振動規制法に係る特定建設作業実施届出件数は50件でした。

表6-14 届出状況

単位：件

届出の種類 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設置届	3	3	2	0	1
使用届	0	0	0	0	0
数変更届	2	2	2	2	2
使用の方法変更届	0	0	0	0	0
防止の方法変更届	1	1	0	0	0
承継届	0	1	0	2	0
氏名等変更届	14	16	14	18	14
使用全廃届	4	2	1	5	3
小計	24	25	19	27	20
特定建設作業実施届	41	45	54	54	50
合計	65	70	73	81	70
特定工場等総数	200	201	202	197	195

表6-15 設置状況（令和8年3月31日現在）

単位：件

番号 ※1	特定施設の種類の	特定施設設置数※2	設置工場数※3
1	金属加工機械	470	85
2	圧縮機	313	72
3	土石用又は鉱物用の破碎機等	23	3
5	コンクリートブロックマシン等	2	1
7	印刷機械	21	9
9	合成樹脂用射出成形機	282	25
合計		1,111	195

※1 番号とは振動規制法施行令別表第1に掲げる番号を指します。

※2 特定施設設置数は、施設の除却等の変更に伴う届出を要しない場合があり実際の設置数とは異なることがあります。

※3 工場数は、一つの工場で数種類の特定施設を設置している場合には、主要な特定施設の欄にのみ計上しています。

(5) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出状況

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律において、該当する施設がある、若しくは一定規模以上の特定工場には、管理者及び統括者等を設置する義務があります。本市では、ダイオキシン類対策特別措置法に係る施設以外の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出に関する事務を行っています。令和7年度末現在の届出特定工場数は38工場です。

表6-16 届出状況

単位：件

届出 \ 年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
公害防止統括者選任	3	7	10	9	7
公害防止統括者解任	3	7	11	9	7
公害防止統括者の代理者選任	5	11	6	6	7
公害防止統括者の代理者解任	5	11	6	6	7
公害防止管理者選任	10	8	8	7	4
公害防止管理者解任	12	8	9	5	4
公害防止管理者の代理者選任	6	6	6	6	3
公害防止管理者の代理者解任	9	6	6	4	3
合計	53	64	62	52	42
届出特定工場数	39	39	38	38	38

表6-17 選任状況（令和8年3月31日現在）

単位：人

選任の種類 \ 年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
公害防止統括者	35	35	34	34	34
公害防止統括者の代理者	34	34	34	34	34
公害防止管理者	50	50	49	51	51
公害防止管理者の代理者	43	43	43	43	43
合計	162	162	160	162	162

（６）神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく申請・届出の状況

本市では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所の申請・届出に関する事務を行っています。神奈川県生活環境の保全等に関する条例に係る指定事業所数は、令和７年度末現在で 396 事業所です。

表 6－18 申請・届出の件数

単位：件

申請・届出 \ 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
設置許可	2	2	3	2	2
変更許可	29	30	28	36	44
廃止届	14	9	9	6	6
廃止確認	0	0	0	0	17
指定事業所数	433	426	421	417	396

（７）神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく石綿排出等工事の規制

神奈川県生活環境の保全等に関する条例が令和 3 年10月 1 日に改正され、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等が使用されている建築物等の解体等工事が規制の対象となりました。大気汚染防止法に基づく届出対象特定粉じん排出等作業と該当要件は同一であり、同法を補完する内容となっているため、立入検査等は同時実施としています。

令和 7 年度の施行状況は、同条例第52条の 5 第 1 項に基づく管理計画等の届出が 6 件、同条例第52条の 6 に基づく作業完了報告が 5 件となっています。

2 立入検査状況

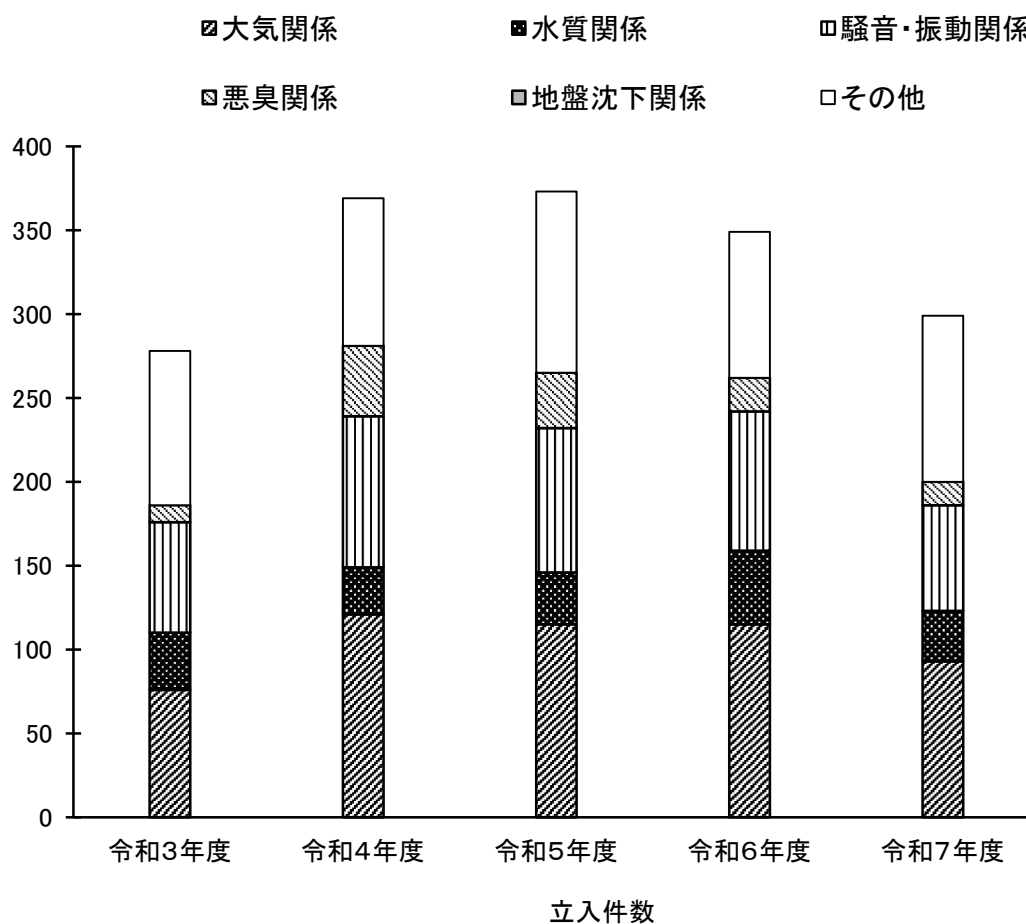
各種公害関係法令に基づき工場・事業場への立入を行い、施設の設置状況、稼働状況等を検査しています。

表 6－19 立入検査の状況

単位：件

分類 \ 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
大気関係	76	121	115	115	93
水質関係	34	28	31	44	30
騒音・振動関係	66	90	86	83	63
悪臭関係	10	42	33	20	14
地盤沈下関係	0	0	0	0	0
その他	92	88	108	87	99
合計	278	369	373	349	299

図 6 - 1 立入検査の状況



3 その他

(1) 公害防止協定

本市では、公害が発生するおそれのある大規模事業者と市との間で、法令に基づく公害防止対策のほかに紳士協定とも言うべき公害防止協定や覚書を取り交わし、自己管理を徹底させることによって地域の環境保全に努めています。

また、平成9年から分譲が始まった平塚市東豊田工業団地に立地する企業についても公害防止協定を締結しています。

令和7年度末現在の公害防止協定等の締結状況は、協定を39社と、覚書を2社と取り交わしています。

第7章 公害苦情

1 苦情の概要〔巻末資料 P87-89 参照〕

公害苦情には、屋外における焼却行為（野焼き等）による大気汚染や悪臭、飲食店のカラオケ騒音、建設作業現場や工場・事業場から発生する騒音・振動等のほか、河川・水路・道路側溝へ油等が流入する水質事故も含まれています。

令和7年度の苦情件数は113件で、令和6年度に比べ増加しましたが、主な要因は騒音苦情の増加によるものです。それ以外の件数はほぼ横ばいでした。騒音に関する苦情では、隣接する事業場による機械音や作業音に関するもの、建設等の工事に関するものなど、被害が局地的に発生するケースが多く、振動に関する苦情も同時に寄せられている場合もあります。また、発生源が不明となる苦情として、野焼き（大気汚染、悪臭）、低周波音を含む不明音（騒音）などがあり、パトロール等の調査回数を増やし対応しています。

なお、用途地域別では住居系地域、次いで市街化調整区域における公害苦情が多く発生しています。

図7-1 令和7年度受付公害苦情の種類別・用途地域別件数

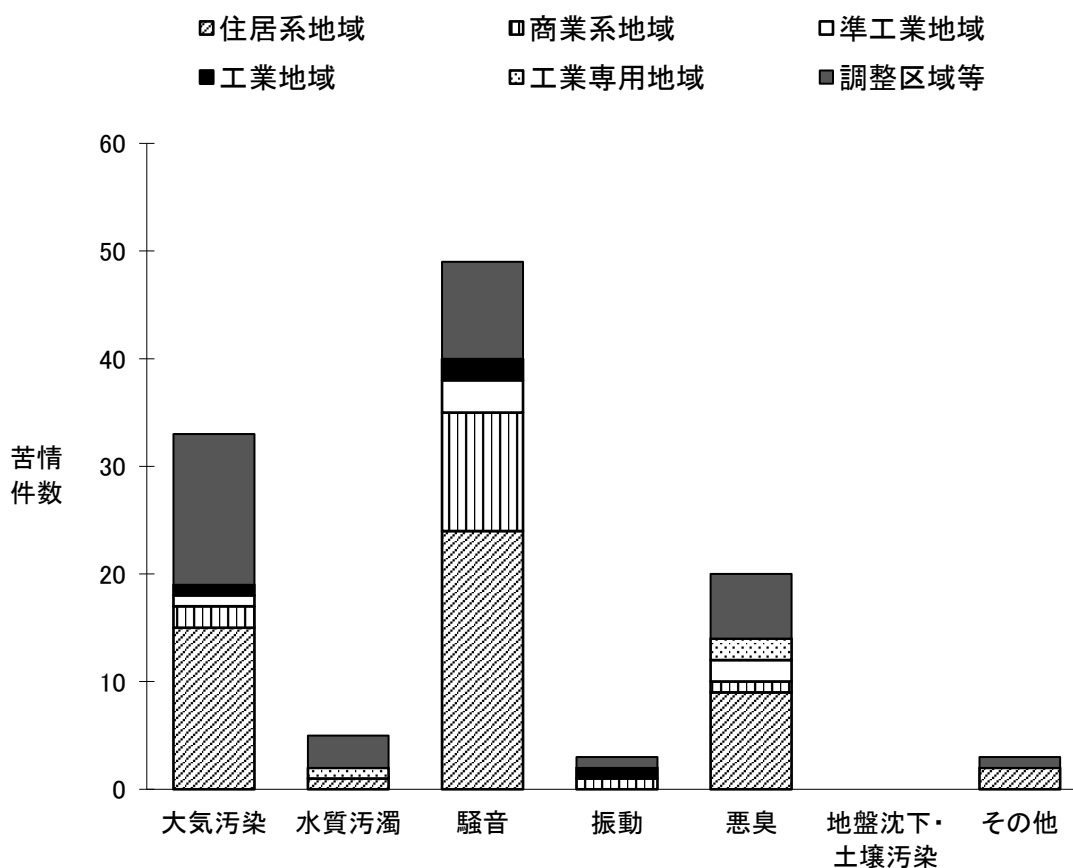


図 7 - 2 苦情種類別経年変化

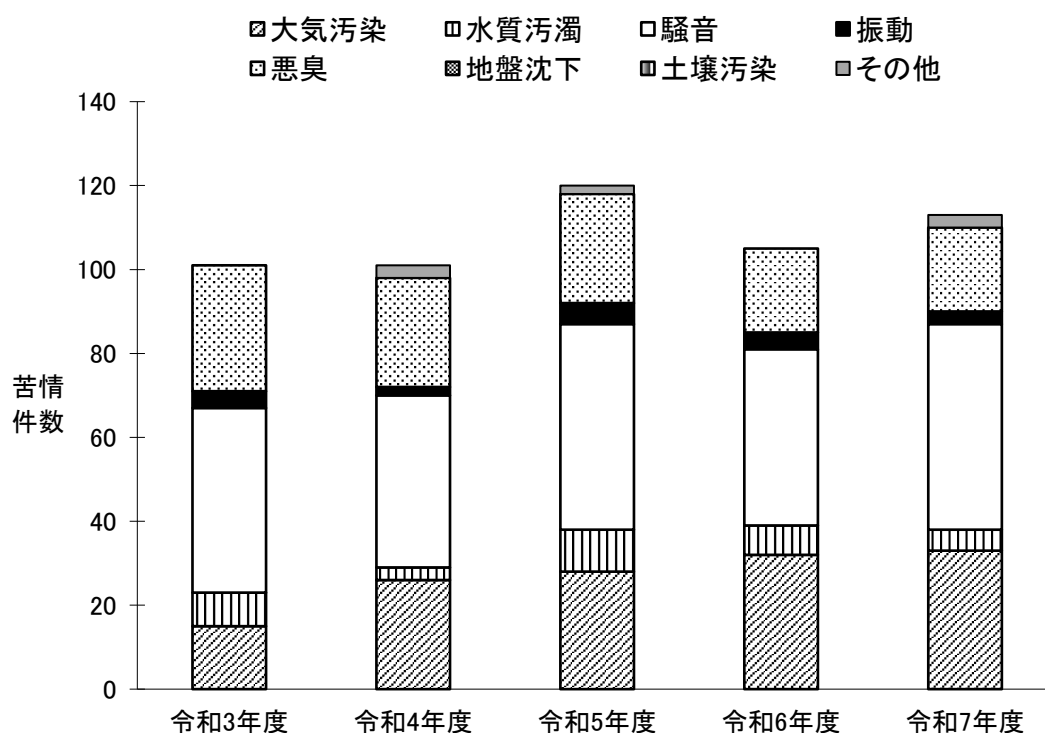


図 7 - 3 苦情用途地域別経年変化

